

せたな町公共施設等総合管理計画



平成28年6月

令和 4年3月改訂

令和 6年3月改訂

令和 8年3月改訂



せたな町

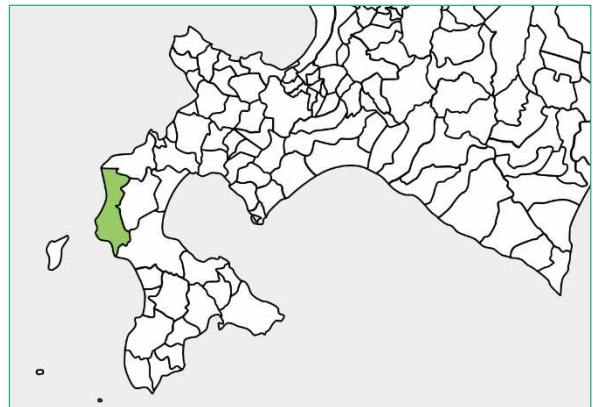
目 次

第1章 せたな町の概要	1
1. 位置・面積	3
2. 人口動向	4
3. 財政状況	7
第2章 公共施設等の現況と課題	9
1. 対象施設	11
2. 対象施設の現況と課題	15
3. 更新費用試算	21
第3章 公共施設等総合管理計画とは	25
1. 公共施設等総合管理計画策定に当たって	27
2. 計画の位置づけ	29
3. 計画期間	30
4. 取組体制	31
第4章 公共施設等総合管理計画の 基本方針	33
1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	35
2. 実施方針	37
3. 推進体制	48
第5章 施設類型ごとの管理に関する 基本的な方針	50
1. 建築系公共施設の管理に関する	52
2. 土木系公共施設等の管理に関する基本的な方針	86
4. 土地の管理に関する基本的な方針	91
第6章 今後の取組	95
1. 全体を通しての課題と取組の方向性	97

第 1 章

せたな町の概要

1. 位置・面積



せたな町は北海道久遠郡にあり、2005 年（平成 17 年）に瀬棚郡瀬棚町、瀬棚郡北檜山町、久遠郡大成町の 3 つの町が合併し誕生した町で、北海道の南西部、檜山支庁管内の最北部に位置しています。

せたな町の北部は後志支庁管内島牧村との境にある狩場山を主峰とした山岳地帯で、南部には遊楽部岳や白水岳などが連なっています。北部の狩場山から海岸にかけては狩場茂津多道立自然公園に指定され、南部の海岸線の一部は檜山道立自然公園に指定されるなど、豊かな自然環境を有しています。

■面積：638.68 平方キロメートル

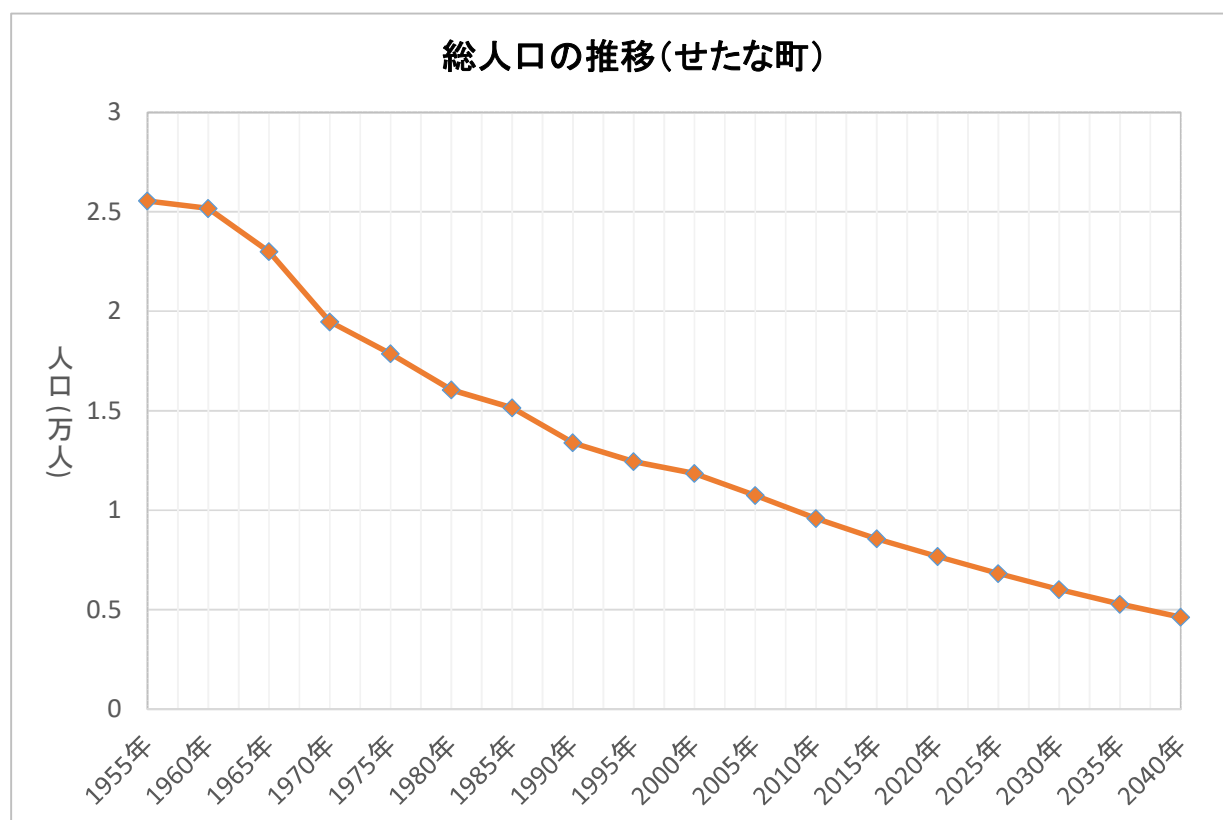
■位置：北緯 42 度 25 分 1.6 秒、東経 139 度 52 分 58.9 秒

2. 人口動向

(1) 人口動向と将来推計

せたな町人口ビジョンは、長期ビジョンとして本町人口の現状と将来の姿を示し、町民の人口問題に対する基本認識の共有を図り、今後、取り組むべき将来の方向を提示することを目的としています。これにより、人口減少をめぐる問題や本町の創生＝目指すべき将来の方向性を提示するとともに、発展・繁栄のあり方について、町民議論がより一層深まることを期待するものです。

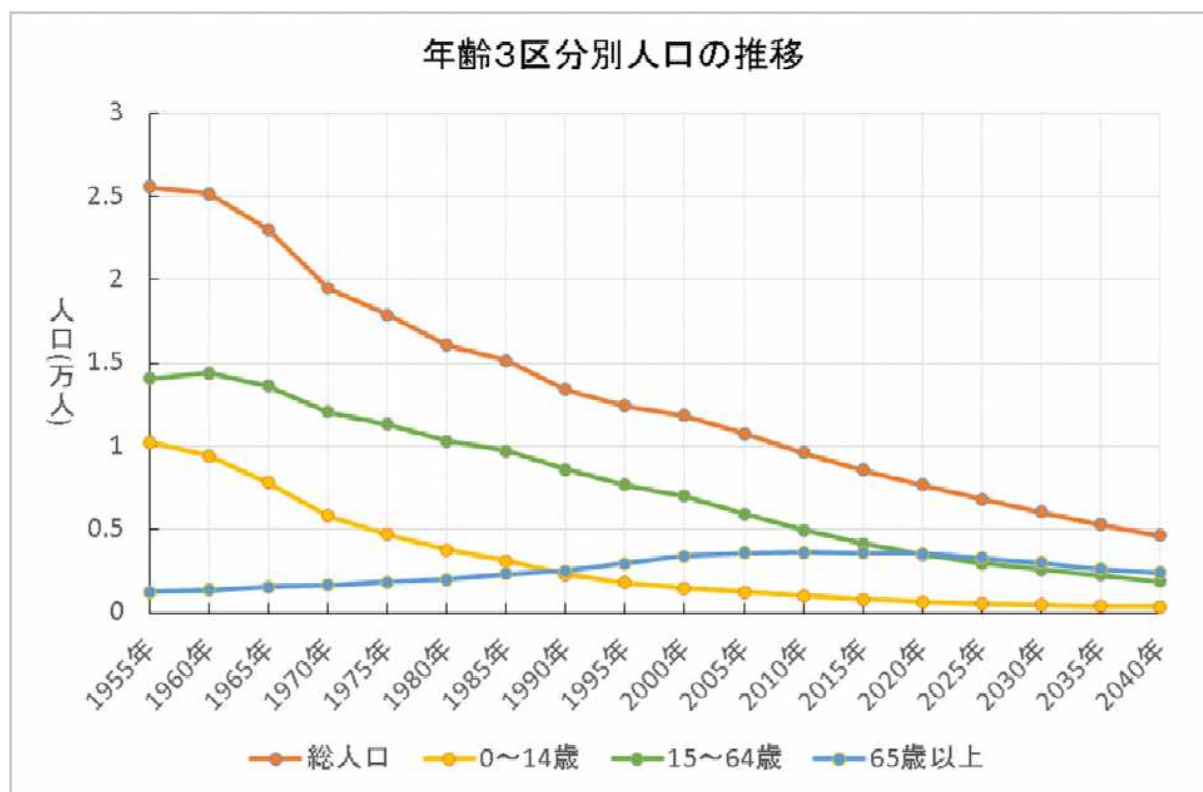
本町の総人口は 1955 年（昭和 30 年）の 25,552 人をピークに減少の一途をたどっており、2010 年（平成 22 年）には 9,843 人と 1 万人を切りました。国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来人口 2040 年（令和 22 年）には、4,615 人程度になると予測されます。



出典：せたな町人口ビジョン

(2) 年齢3区分別人口の推移

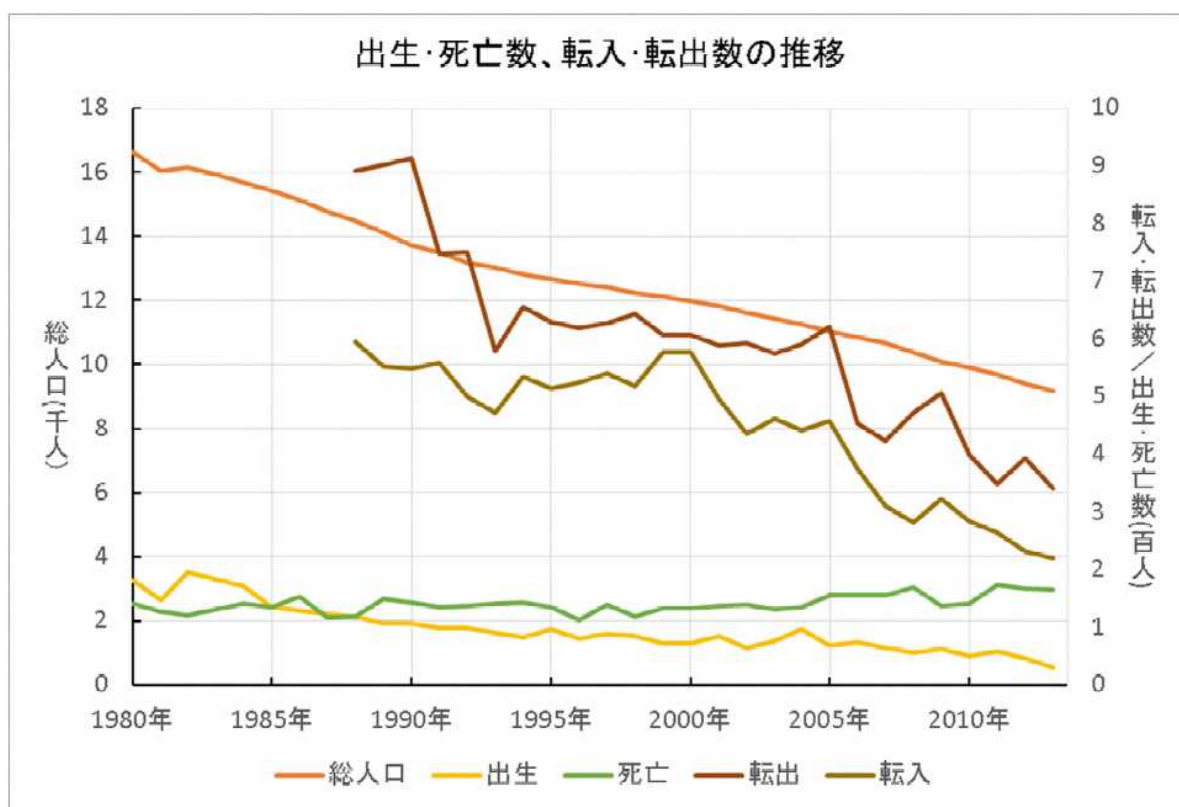
本町における年齢3区分別の人口推移は、1985年（昭和60年）～1990年（平成2年）の間に年少人口（0～14歳）と高齢人口（65歳以上）の人口が逆転し、2020年（令和2年）には生産年齢人口（15～64歳）と高齢人口が逆転すると予測されています。



出典：せたな町人口ビジョン

（３）出生・死亡（自然増減）数、転入・転出（社会増減）数の推移

本町における転入と転出による社会増減では転出超過が続いており、出生と死亡による自然増減では 1985 年（昭和 60 年）頃から死亡数が出生数を上回る傾向が続いています。

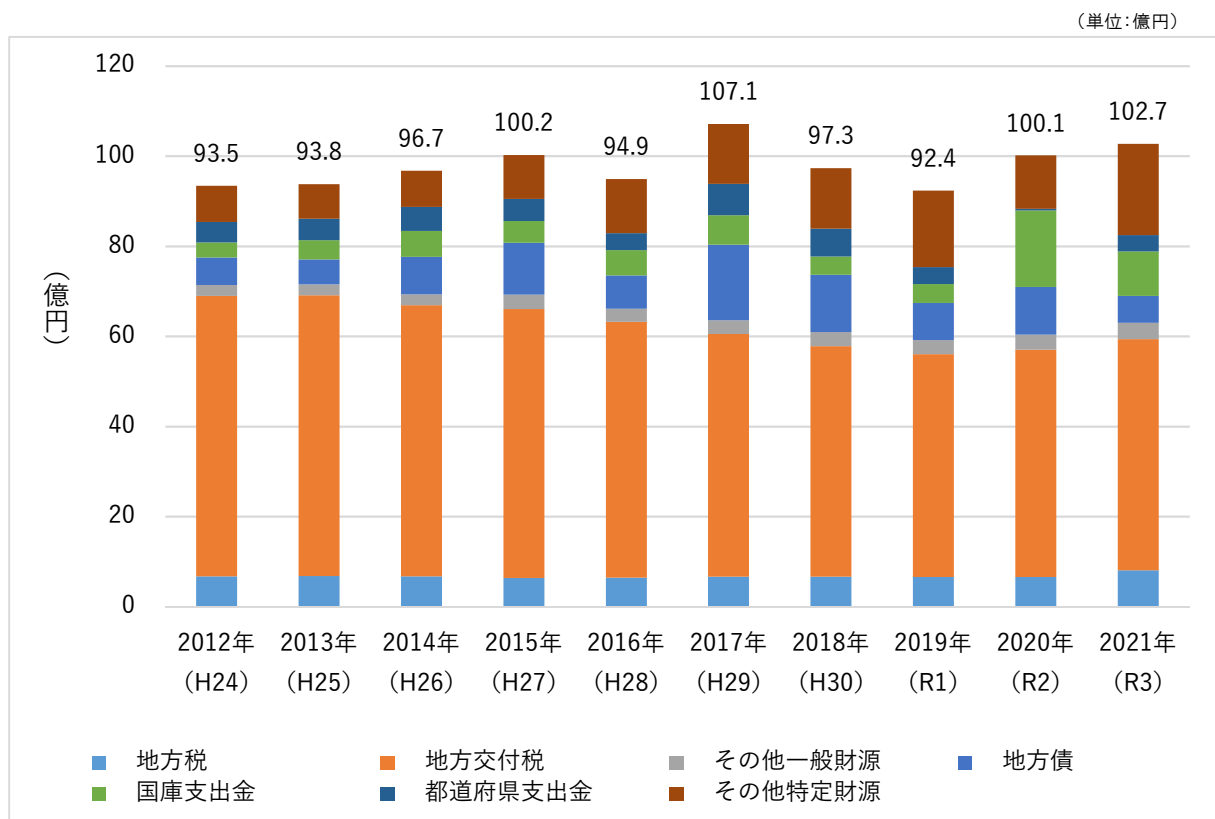


出典：せたな町人口ビジョン

3. 財政状況

(1) 歳入

本町の歳入状況は2011年（平成23年）からの10年間、おおむね100億円前後で推移しています。2020年（令和2年）度決算における本町の財政状況では歳入約100億1千万円のうち、地方交付税が全体の約5割を占めています。



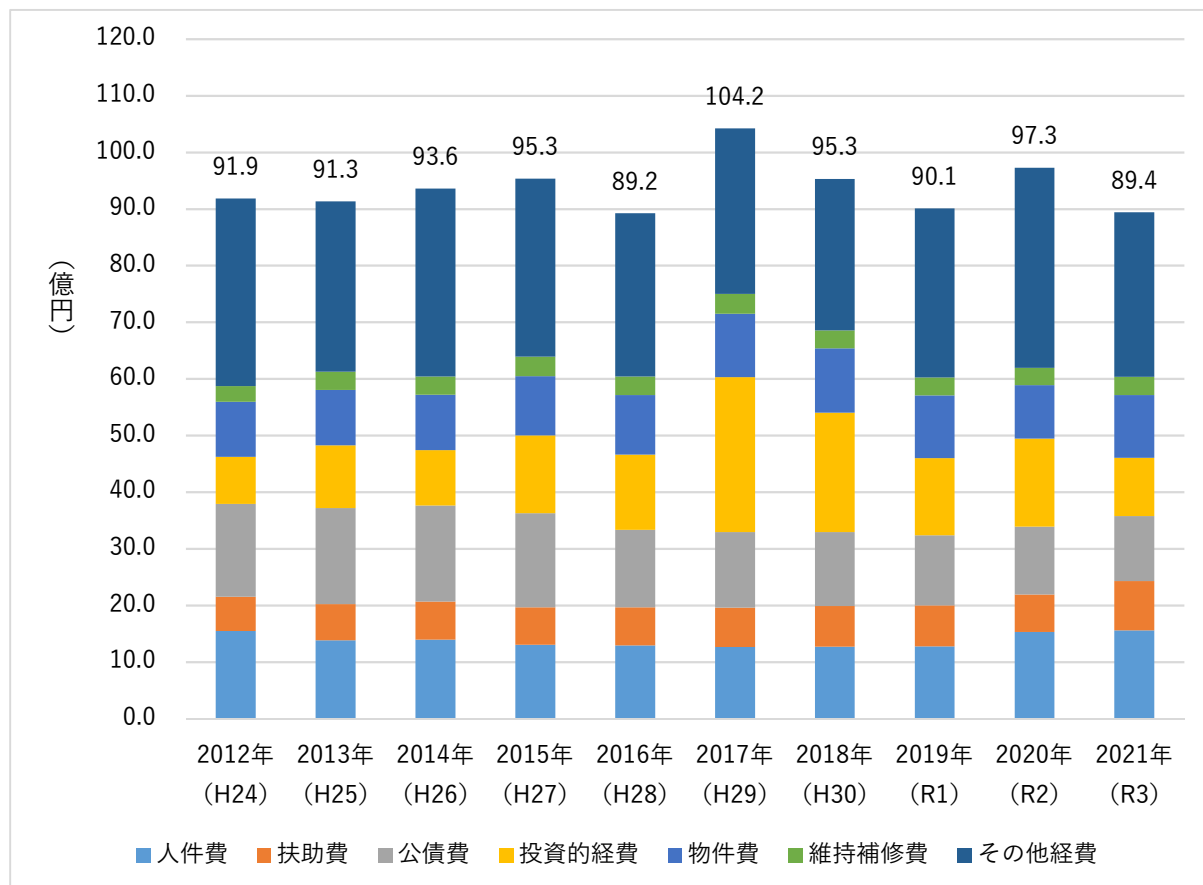
(単位: 千円)

	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)
地方税	671,665	679,442	670,419	640,272	644,903	663,821	665,958	658,098	656,796	810,051
地方交付税	6,228,779	6,232,821	6,021,479	5,966,979	5,675,036	5,385,899	5,118,908	4,946,843	5,046,497	5,128,117
地方債	611,200	560,100	836,400	1,146,700	740,900	1,675,800	1,273,000	823,200	1,060,639	601,200
国庫支出金	333,202	425,668	574,992	489,749	558,869	656,131	404,826	418,080	1,693,902	986,499
都道府県支出金	455,458	472,679	527,542	487,504	379,684	699,833	618,748	381,869	376,943	361,605
その他収入	1,044,977	1,005,263	1,041,806	1,293,522	1,493,574	1,631,764	1,649,549	2,010,310	1,179,656	2,027,376
歳入合計	9,345,281	9,375,973	9,672,638	10,024,726	9,492,966	10,713,248	9,730,989	9,238,400	10,014,433	10,274,448

(2) 歳出

歳出について、10年間の推移を費用科目別にみると、投資的経費が多くを占めています。2020年（令和2年）度決算における投資的経費は約15.6億円で、物件費が約9.4億円となっています。

（単位：億円）



（単位：千円）

	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)
人件費	1,546,824	1,384,800	1,393,236	1,303,069	1,290,023	1,265,070	1,270,926	1,277,287	1,526,968	1,554,860
扶助費	606,466	636,419	672,858	662,469	673,760	691,566	715,171	719,205	663,178	874,559
公債費	1,637,158	1,696,337	1,695,752	1,662,501	1,367,127	1,334,845	1,307,961	1,237,615	1,196,580	1,146,810
投資的経費	834,153	1,109,097	978,028	1,373,867	1,329,407	2,736,926	2,107,374	1,362,313	1,555,769	1,028,683
物件費	970,778	976,168	978,923	1,041,928	1,052,790	1,119,127	1,135,595	1,109,789	943,130	1,108,158
維持補修費	276,518	322,637	322,696	345,942	325,772	353,707	318,181	317,506	307,112	322,034
その他経費	3,314,839	3,006,142	3,317,365	3,142,975	2,884,918	2,918,729	2,673,595	2,987,606	3,534,188	2,905,780
歳出合計	9,186,736	9,131,600	9,358,858	9,532,751	8,923,797	10,419,970	9,528,803	9,011,321	9,726,925	8,940,884

第2章

公共施設等の現況と課題

1. 対象施設

(1) 対象施設

原則、本町の所有する全ての施設を対象とします。

(2) 施設の分類

対象施設			
累計区分	大分類	中分類	主な施設
建築系 公共施設 (ハコモノ)	学校教育系施設	学校	小学校・中学校・高等学校
		その他教育施設	給食センター
	町民文化系施設	集会施設	町民センター・町民いこいの家・自治会館・ふれあいセンター・生活館・コミュニティセンター・農漁村センター
		文化施設	木彫保管展示施設
	社会教育系施設	図書館	図書館・青少年センター・情報センター・青少年女性研修所・郷土資料室・郷土館・郷土館分館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民プール・スキー場・体育館・スポーツ公園・球場・艇庫
		レクリエーション施設	青少年旅行村・道の駅
	産業系施設	産業系施設	労働会館・基幹集落センター・町民ふれあいプラザ・活性化センター・米乾燥貯蔵施設・縫製工場・水産種苗育成センター・漁港動力巻揚機小屋・農畜産物加工センター・農業センター・港上架施設・水産物荷さばき施設
	子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園・保育所
		幼児・児童施設	児童会館・子育て支援センター
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	農林漁業高齢者センター・養護老人ホーム・グリーンパレス
		障害福祉施設	障がい者地域活動支援センター・障害者グループホーム
		児童福祉施設	総合福祉センター・母と子の家
		保健施設	保健センター・母子健康センター・保健福祉館
		その他社会保険施設	福祉会館・生活支援ハウス・総合福祉センター・生活改善センター
	医療施設	医療施設	歯科診療所
	行政系施設	庁舎等	役場庁舎・健康センター・支所庁舎
		消防施設	消防署・支署・分遣署・消防車格納庫・デジタル無線局舎・コミュニティ消防センター
		その他行政系施設	除雪センター・役場書庫・災害物資備蓄倉庫・防災センター等
	公営住宅	公営住宅	町有住宅・町営住宅・定住促進住宅・特定公共賃貸住宅
	公園	公園施設	公園・緑地広場・管理棟・倉庫・便所等
	供給処理施設	供給処理施設	温泉供給施設
	その他建築系公共施設	その他建築系公共施設	教員住宅・職員住宅・駐車場施設(車庫)・水防倉庫・資材倉庫・バス待合所・火葬場・霊園・温泉ホテル・ふれあい市場・山小屋・海水浴場・町営牧場・共進会場・公衆便所・避難所・共同作業所・研修所・フェリーターミナル

対象施設			
累計区分	大分類	中分類	主な施設
土木系 公共施設	道路	道路	一級路線・二級路線・その他路線
		橋梁	PC 橋・RC 橋・鋼I 桁橋・木橋・鋼橋
	河川	河川	河川（一級河川・二級河川・準用河川・普通河川）
	公園等	公園	公園・緑地公園・記念公園・児童公園・ダム公園
	農業施設	農業施設	林道・農道・営農用水道・集落排水処理施設
	土砂災害防止施設	土砂災害防止施設	砂防えん堤
	港湾施設	港湾施設	岸壁・栈橋
	駐車場	駐車場	駐車場
企業会計施設	その他土木系公共 施設	その他土木系公共 施設	区画整理事業、市街地開発事業 電気事業（発電所・変電所・変圧所等）
	上水道施設	上水道施設	簡易水道・営農用水道等
	下水道施設	下水道施設	公共下水道・漁業集落排水
土地	土地	土地	町有地・借地
			遊休地

(3) 施設の現状

令和元年度末（令和２年３月３１日）現在の公共施設（建築物）の延床合計面積は約 14.7 万㎡となっており、内訳をみると公営住宅が全体の 27.4%と大きくなっています。

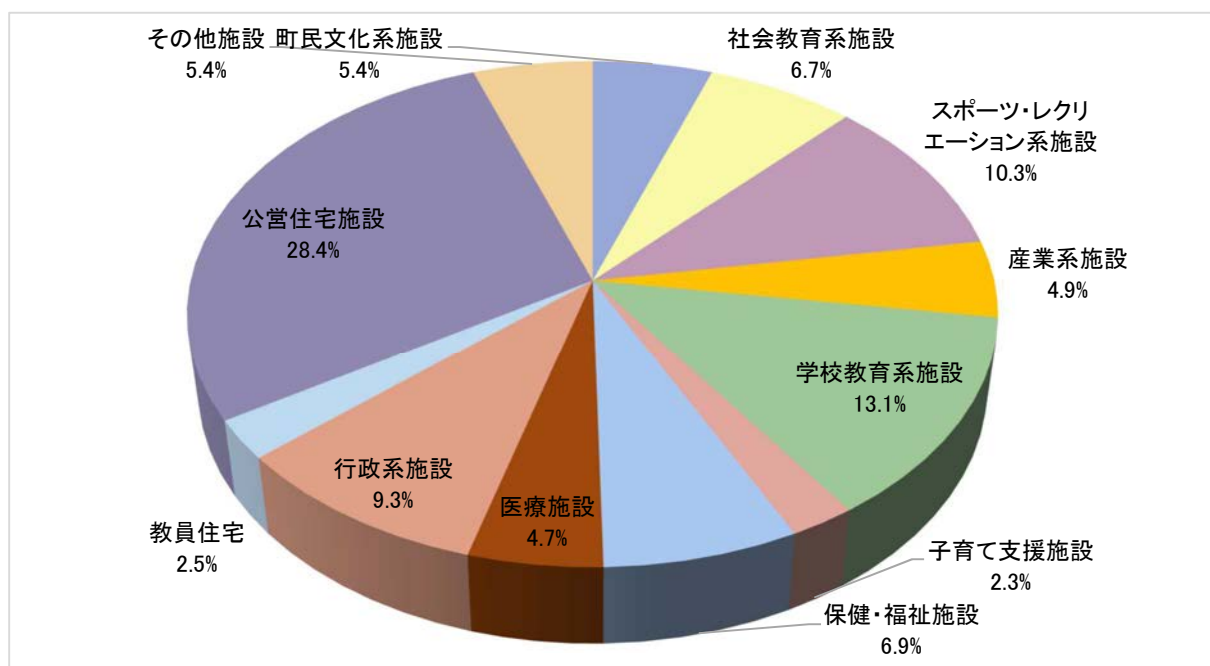
また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設（建築物）で 19.82 ㎡となっています。

建築系公共施設総括表

大分類	施設数	延床面積（㎡）	割合	人口一人当たりの面積
町民文化系施設	25	7,807.71	5.4%	1.05 ㎡
社会教育系施設	17	9,673.09	6.7%	1.31 ㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	26	14,741.49	10.3%	1.99 ㎡
産業系施設	23	7,013.92	4.9%	0.95 ㎡
学校教育系施設	8	18,789.35	13.1%	2.54 ㎡
子育て支援施設	4	3,341.43	2.3%	0.45 ㎡
保健・福祉施設	16	9,914.50	6.9%	1.34 ㎡
医療施設	6	6,800.11	4.7%	0.92 ㎡
行政系施設	26	13,370.94	9.3%	1.81 ㎡
教員住宅	49	3,592.56	2.5%	0.49 ㎡
公営住宅施設	174	40,785.06	28.4%	5.51 ㎡
その他施設	9	7,800.28	5.4%	1.05 ㎡
合計	383	143,630.44		19.40 ㎡

※固定資産台帳より作成

※人口は令和２年国勢調査より（7,405 人）



土木系インフラ資産総括表

施設分類	施設数	延長等 (m)
道路	369	実延長 405,782m
橋梁	125 橋	総面積 13,161.94 m ²
立木竹	885 本	総面積 1,390.82ha
河川	134 本	総距離 436.30 km
公園	20 か所	総面積 403,706.00 m ²
風力発電	1	2 基

企業系インフラ資産総括表

施設分類	施設数	延長等 (m)
水道	15 系統	実延長 298,768.00m
下水道	7 系統	実延長 54,415.24m

2. 対象施設の現況と課題

(1) 公共建築物の現況と課題

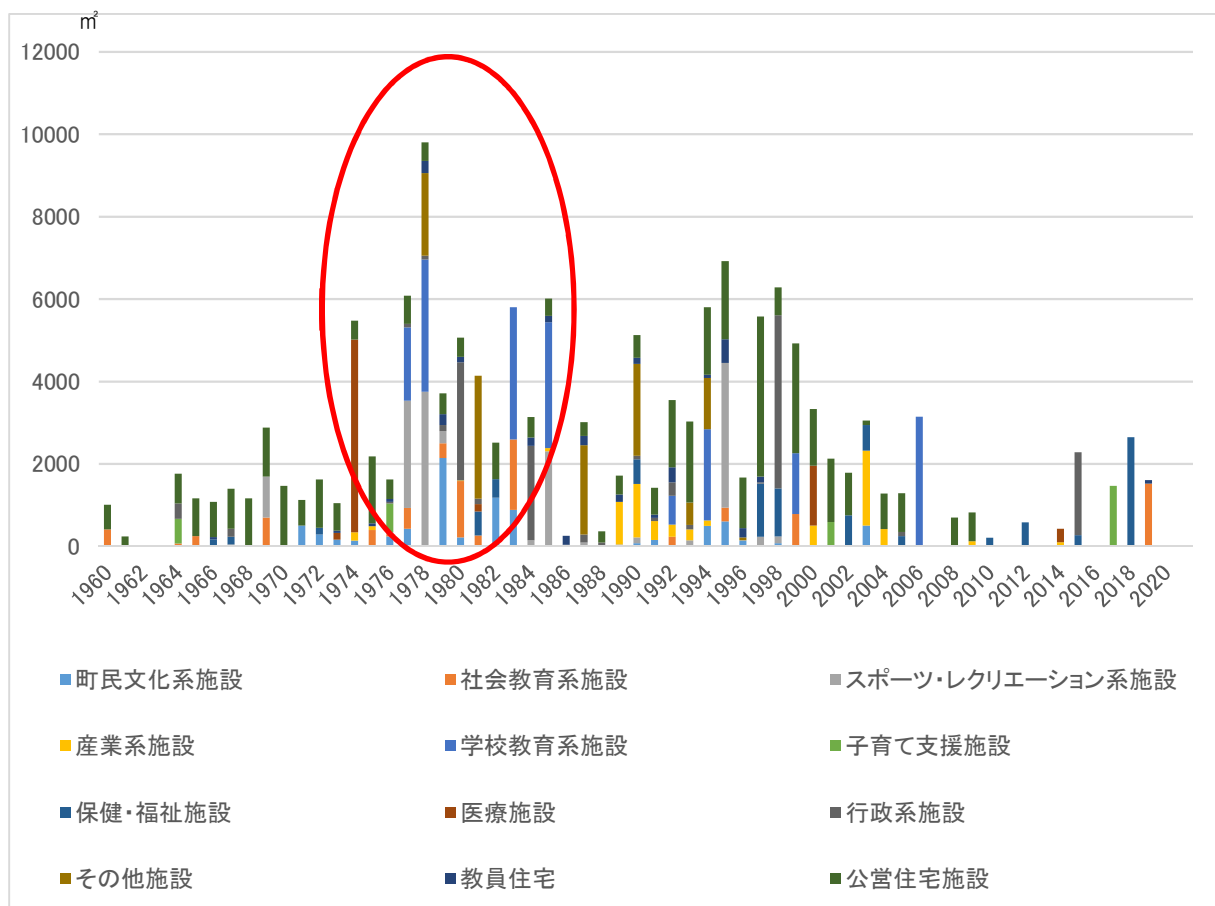
対象施設の施設数・面積・建物年ごとの延床面積について図表に記述し、その数値をもとに建設年ごとの建築系公共施設の用途別延床面積についてグラフに示しています。

公共施設等（道路、橋梁等のインフラを除く）全体としては、383施設となっており、総延床面積は 14.3万㎡、一人当たり約 19.40㎡となっています。

施設区分による床面積構成比では、公営住宅が 28.4%で最も多くなっています。

年ごとの公共施設の面積推移から、これらの公共施設の多くは、1976 年から 1985 年までに建設されており、40 年経過すると老朽化が進むため、「品質の適正性」の観点から大規模な改修や更新の時期が 2016 年から 2026 年の間に訪れると見込まれます。

建築年ごとの建築系公共施設等の面積推移



(2) 公共施設老朽化の状況

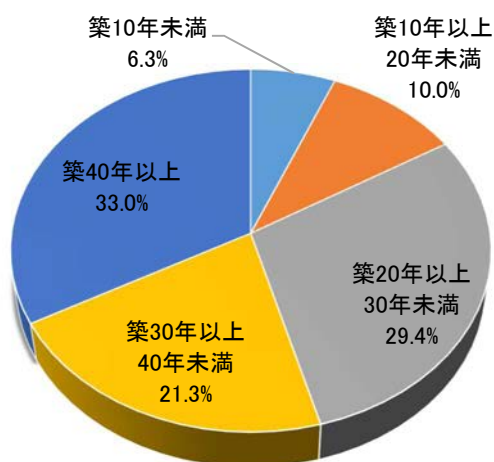
1) 建築経過年数の状況

公共施設の建築からの経過年数をみると、築30年未満の公共施設は全体の44.5%となっており、築年数30年以上の公共施設は55.5%となっています。

特に築40年以上経過した公共施設は全体の33.8%を占めています。

(単位:㎡)

	築10年未満	築10年以上 20年未満	築20年以上 30年未満	築30年以上 40年未満	築40年以上	計
町民文化系施設	0.00	499.91	1,308.10	2,150.31	3,849.39	7,807.71
社会教育系施設	1,516.60	0.00	1,344.10	1,969.78	4,842.61	9,673.09
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	4,063.40	2,708.74	7,969.35	14,741.49
産業系施設	109.20	2,352.71	1,655.37	2,415.34	481.30	7,013.92
学校教育系施設	0.00	3,147.00	4,395.30	6,263.05	4,984.00	18,789.35
子育て支援施設	1,465.27	586.84	0.00	0.00	1,289.32	3,341.43
保健・福祉施設	3,493.53	1,823.87	2,451.64	1,631.88	513.58	9,914.50
医療施設	323.19	0.00	1,452.52	175.55	4,848.85	6,800.11
行政系施設	2,016.53	97.20	4,670.38	2,819.98	3,766.85	13,370.94
その他施設	0.00	0.00	1,855.38	5,944.90	0.00	7,800.28
教員住宅	67.49	0.00	1,461.03	1,126.66	937.38	3,592.56
公営住宅施設	0.00	5,893.36	17,610.87	3,420.39	13,860.44	40,785.06
合 計	8,991.81	14,400.89	42,268.09	30,626.58	47,343.07	143,630.44
割 合	6.3%	10.0%	29.4%	21.3%	33.0%	100.0%



2)有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額／取得価額」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、腐朽が進行しているかが、その指標となります。公共施設は社会的影響があるため、耐用年数の限度まで使用されることはあまりありません。

これまでの本庁の公共施設（建築物）における総建設額は、約 264 億円です。内訳としては、上位順で公営住宅が 61.9 億円、有形固定資産減価償却率は 62.7%、行政系施設が 28.9 億円、有形固定資産減価償却率は 55.8%と資産が老朽化している状況となっています。

こうした現状から、建築物の一人当たりの延床面積の縮減や、延命措置の実施又は取り壊しによる公共施設の最適な配置実現が、今後の大きな課題となっています。

■資産別の有形固定資産減価償却率

（単位：千円、％）

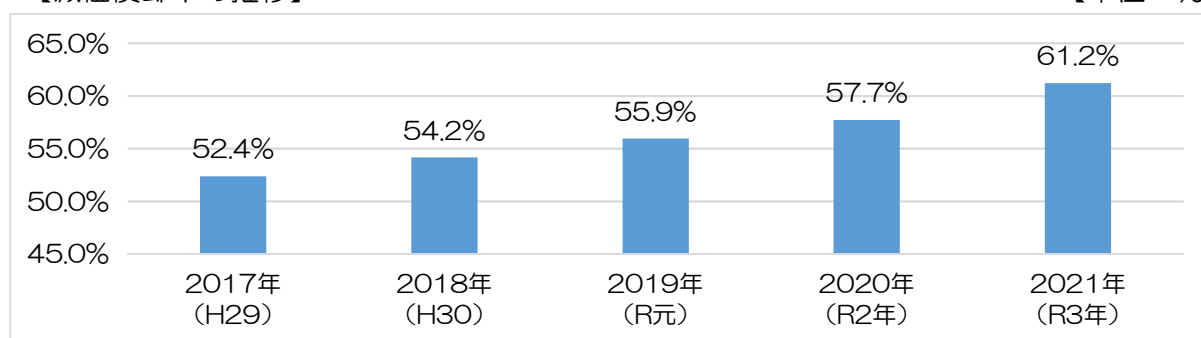
	取得価額	2021年度 減価償却累計額	有形固定資産 減価償却率
町民文化系施設	1,330,887	1,127,779	84.7%
社会教育系施設	1,427,082	1,089,616	76.4%
スポーツ・レクリエーション系施設	2,929,168	2,256,159	77.0%
産業系施設	1,775,923	1,222,097	68.8%
学校教育系施設	2,860,191	1,887,797	66.0%
子育て支援施設	728,400	257,672	35.4%
保健・福祉施設	2,355,380	1,022,406	43.4%
医療施設	2,274,191	1,873,622	82.4%
行政系施設	2,873,300	1,708,383	59.5%
教員住宅	472,799	456,149	96.5%
公営住宅施設	6,095,547	4,005,673	65.7%
その他施設	1,002,238	832,099	83.0%
合計	26,125,106	17,739,453	67.9%

③有形固定資産減価償却率の推移

建築物の減価償却率は、平成 29 年度に 52.4%であったものが、令和 3 年度には 61.2%と増加しており、今後も増加を続けることになります。

【減価償却率の推移】

【単位：％】



（２）インフラ資産の現況と課題

インフラ資産の全体は、土木系として道路、橋梁、河川、駐車場等、企業会計施設として上水道、下水道、医療系施設、電気事業や鉄道事業等、その他に土地として分類されます。

①道路橋りょう

本町には、一般国道 229 号、230 号があり、町のほぼ中央部が国道同士の結節点となっています。国道 229 号は日本海側を結ぶルート追分ソーランラインで、道央（小樽市・札幌市）道南（江差町・函館市）を結ぶ生活基幹道路であり、水産業を中心とした地域産業、観光の振興にとっても重要な役割を担っています。過去のトンネル等における岩盤崩落事故などを教訓に安全対策のための防災工事、歩道未設置個所の整備と橋梁改修が進められています。

国道 230 号は、日本海側から太平洋側を結ぶルートで国道 5 号、37 号、さらに道央道国縫 I・C に直結する道央と日本海を結ぶ重要な路線であることから、平成 6 年 12 月に渡島半島横断道路（旧瀬棚町～長万部）が地域高規格道路の計画区間として指定を受けて、平成 12 年 12 月から順次供用が開始されているが、早期に前線の整備が望まれています。

道道については、せたな町内に 9 路線あり、令和 3 年 4 月 1 日現在、延長は 100.3 km で改良率 93.8%、舗装率 98.5%となっています。

なかでも、一般道道北檜山大成線では、平成 25 年度 4 月に前線が開通したことにより、物流利便性の向上や追分ソーランラインの前線開通による各観光地への飛躍的なアクセスの向上により地域経済の大きな発展と災害による孤立集落の解消や緊急車両等の効率的なルートが確保され、当町が目指している安全、安心なまちづくりの形成に大きく寄与しています。しかし、越波対策及び狹隘箇所等の改良が残っていることから、早期の整備が必要です。

町道の延長は令和 3 年 4 月 1 日現在 405.8 km、改良率 62.8%、舗装率 54.5%となっており、順次計画的に整備されています。

農林道では、生産関連の上で重要であり、計画的にその整備を進めなければなりません。

冬期間における道路確保では、一般国道 229 号と 230 号、道道 9 路線前線が除雪道路の指定を受けており、除雪体制が確保されています。また、町道の除雪路線は、主要道路の除雪を実施、必要な路線は確保されているが、積雪時における車両及び歩行者の安全と集落間の交通確保を図りながら短時間処理が望まれています。

○ 道路状況

(令和3年4月1日現在)

区分	路線名	実延長	改良済		舗装済		橋梁		
			延長	改良率	延長	舗装率	永久橋	木橋	計
国道	○一般国道229号	m 63,324	m 63,324	% 100.0	m 63,324	% 100.0	40		40
	○一般国道230号	7,314	7,314	100.0	7,314	100.0	5		5
	小計(2路線)	70,638	70,638	100.0	70,638	100.0	45		45
道道	○一般道道北檜山大成線	32,751	30,012	91.6	32,751	100.0	15		15
	○一般道道矢淵	13,727	13,187	96.1	13,187	96.1	7		7
	東瀬棚停車場線								
	○一般道道八雲北檜山線	14,321	14,321	100.0	14,321	100.0	6		6
	○一般道道小倉山	11,945	9,747	81.6	10,961	91.8	3		3
	丹羽停車場線								
	○一般道道今金北檜山線	3,537	3,537	100.0	3,537	100.0	2		2
	○一般道道丹羽今金線	2,656	2,656	100.0	2,656	100.0	2		2
	○一般道道西大里	9,669	9,654	99.8	9,663	99.9	4		4
	瀬棚停車場線								
	○一般道道瀬棚港線	1,022	1,019	99.7	1,022	100.0			
	○一般道道東大里	10,697	10,015	93.6	10,697	100.0	2		2
	瀬棚停車場線								
	小計(9路線)	100,325	94,148	93.8	98,795	98.5	41		41
町道	○1級(54路線)	120,956	96,741	80.0	85,320	70.5	30	1	31
	○2級(46路線)	109,076	71,309	65.4	58,105	53.3	47		47
	○その他(269路線)	175,750	86,980	49.5	77,603	44.2	47		47
	小計(369路線)	405,782	255,030	62.8	221,028	54.5	124	1	125
合計(380路線)		576,745	419,816	72.8	390,461	67.7	210	1	211

②上水道

水道は、住民の生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできない極めて重要な役割を果たしています。地域住民の生活水の確保、生活環境の改善などに対応すべく、水道の三原則である清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目指す必要があります。

簡易水道施設では、現在、瀬棚区で4地区、北檜山区で4地区、大成区で2地区あり、また、その他営農用水水道等施設では、瀬棚区で2地区、北檜山区で2地区、大成区で1地区あり安定した給水の確保に努めています。

瀬棚区・北檜山区の水道施設は創設後 30 年以上経過し、特に、瀬棚区水道施設の老朽化に伴う改修の必要性に迫られている状況にあります。

また、合併後広範囲となった水道施設の維持管理を経済的、合理的かつ円滑で安定した水道施設の運営を図るため、遠方監視装置を導入し施設の一元管理と経営の効率化、健全化を進める観点から経理内容の明確化・透明性の向上のため、上水道事業（企業会計）に移行を進めます。

③下水道

下水道は、衛生的な生活及び河川、海等の公共水域を汚さない自然環境の保護などに大きな役割を担う重要な施設です。

公共下水道の事業着手では、北檜山区が平成4年度、瀬棚区が平成7年度、大成区が平成10年度から実施しており、平成9年度、11年度、14年度と順次供用を開始していることから、各区の水洗化率は順調に推移しています。

今後は、未普及地区の整備及び北檜山地区の雨水整備も含め地域住民の理解、協力のもと事業を推進していくと共に、ストックマネジメント計画に基づく下水処理施設等の改築更新の実施及び、公営企業会計への移行に向けた準備を進める必要があります。

共同化、広域化などの取組では、平成22、23年度の2箇年で、し尿及び浄化槽汚泥の処理コストの削減を目的に、北檜山下水処理場に併設して、し尿等の受入をする前処理施設の建設をMICS事業にて実施し、平成27年度には、せたなクリーンセンターと北檜山下水処理場の統合を行い維持管理費の削減に努めると共に、北檜山下水処理場の長寿命化計画に基づき更新事業を進めることにより適正な汚水処理及び施設管理に努めました。

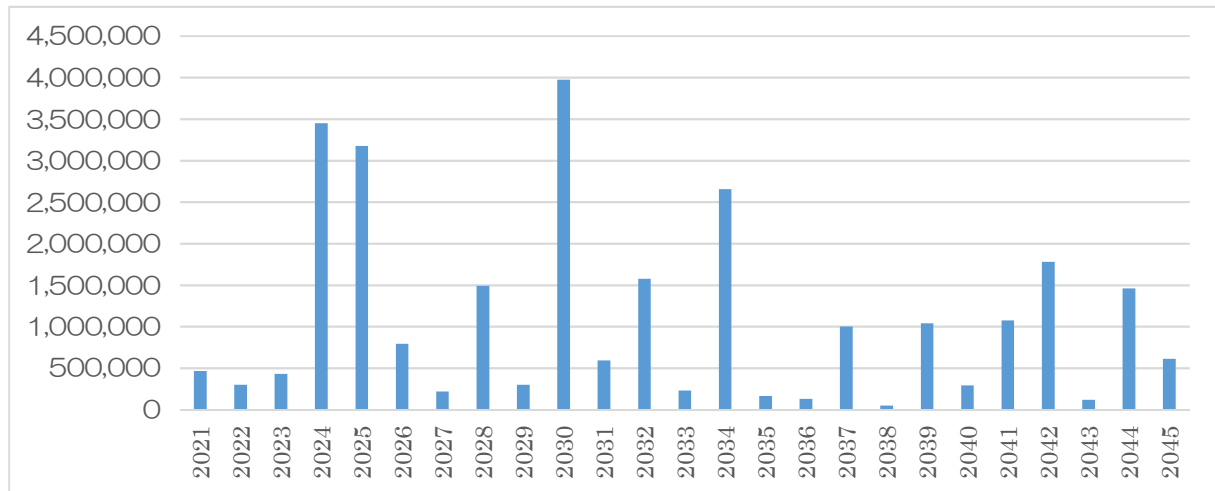
なお、公共下水道処理区域外の地域では、太田地区、太櫓地区を漁業集落排水で供用を開始しているが、他の地区についても、生活環境の改善や公共水域の水質を守る観点から、地域に適した処理方法を勘案しながら整備を進め、町全体の水洗化率の向上や快適な生活環境の確保及び、水質保全に努める必要があります。

3. 更新費用試算

(1) 建物の更新費用予測から試算した課題

本町が所有する全ての公共施設について、全ての施設を建替えた更新費用を試算した結果、今後 25 年間で約 273.7 億円（年平均 10.9 億円）がかかることが分かりました。すべての施設を建替えるのではなく、長寿命化や統合を図りこの費用を平準化させる必要があります。

■単純更新費用



(2) 試算条件

①基本的な考え方

- ・更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

②耐用年数・更新の考え方

- ・標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる 60 年を採用することとします。
- ・建設後 30 年で建築物の大規模改修を行うものとします。
- ・建設時からの経過年数が 31 年以上 50 年未満のものについては、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うものと仮定します。
- ・建設時より 50 年以上経ているものについては、建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建て替えると仮定します。

③更新単価の考え方

- ・既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に設定された単価を使用します。なお、更新単価において地域差は考慮しないこととします。
- ・大規模改修の単価は、建て替えの約 6 割で想定します。

用途別単価

施設分類	大規模改修	建て替え
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

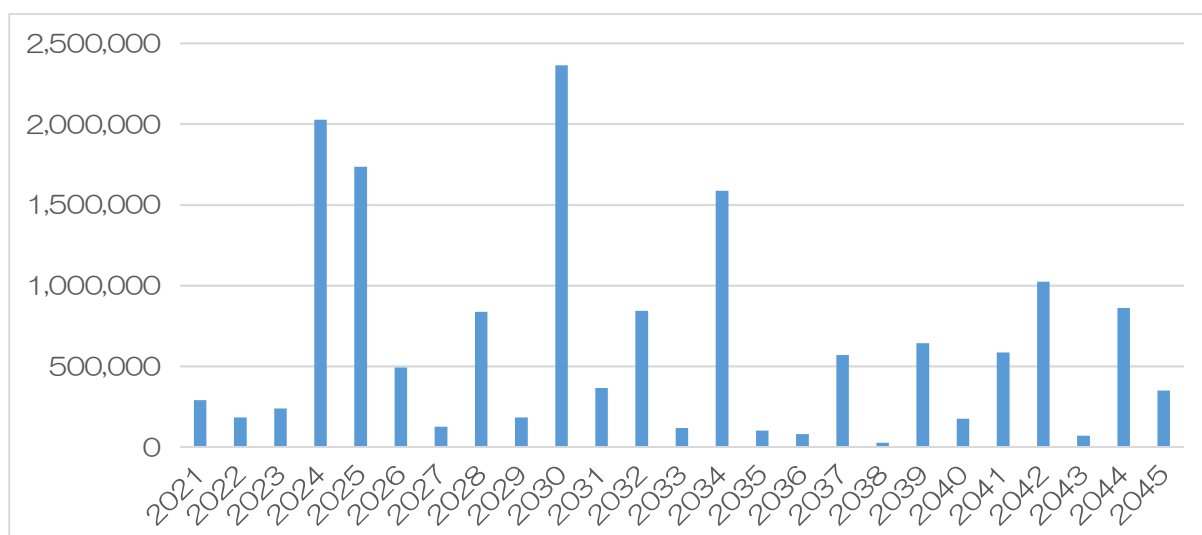
(※総務省公共施設等更新費用試算ソフトの用途別単価を応用しています)

※大規模改修は、バリアフリー対応等社会的改修含みます。

※建て替えは、解体費用を含みます。

更新方針適用後は今後 25 年で約 158.9 億円となり、114.8 億円の削減が可能となります。

■更新方針適用後費用

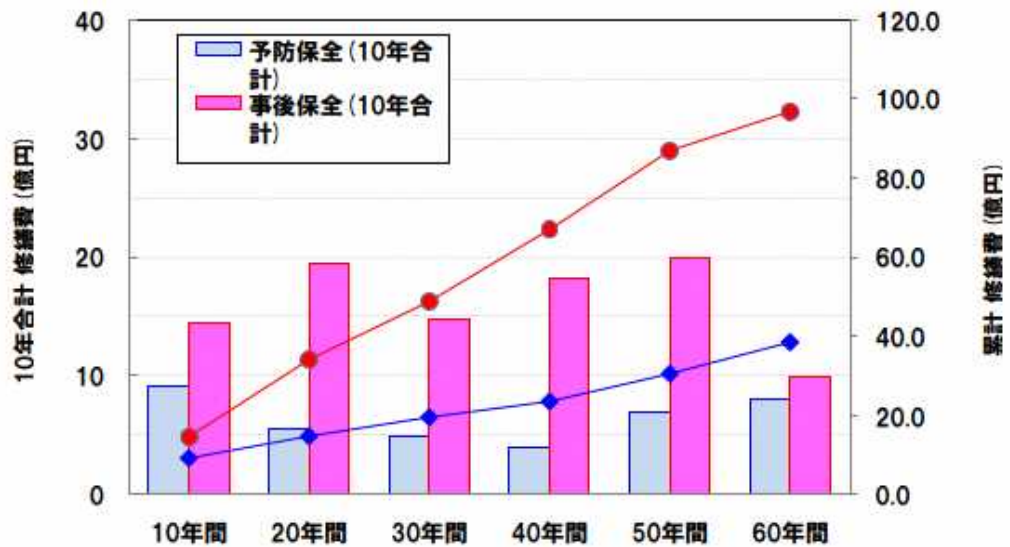


(3) 橋梁長寿命化修繕計画による財政効果

橋梁長寿命化修繕計画を策定する 125 橋について、今後 60 年間の事業費を比較すると、従来の対症療養型が 100 億円に対し、橋梁長寿命化修繕計画の実施による予防保全型が 40 億円となりコスト縮減効果は 60 億円となります。

また、損傷に起因する通行制限等が減少し、道路の安全性・信頼性が確保されます。

なお、上記の費用は現時点での試算であり、今後の損傷状態の変化などによる計画の見直しにより、変動することが考えられます。



せたな町橋梁長寿命化修繕計画より

第 3 章

公共施設等総合管理計画とは

1. 公共施設等総合管理計画策定に当たって

(1) 策定の背景と目的

これまで、我が国においては、高度経済成長期から急激な人口増加や住民のニーズなどに応じて、教育施設・公営住宅・図書館などの多くの「公共建築物」や道路・上下水道などに代表される「インフラ資産」も含めた数多くの公共施設整備が進められてきました。現在、その当時建築、建設された公共施設等の築年数は 30 年以上経過しています。

一方、財政面においても、世界経済の影響を受け、我が国の経済成長もマイナスに転じており、公債残高も増加の一途をたどっています。このような危機的財政状況に加え、少子高齢化などの社会構造の変化に伴い、社会保障費も増加し、生産活動に従事する年齢人口の減少による税収の減少等もあいまって、将来的には一層厳しい財政状況になることも予測されています。このような状況は、地方においても例外ではありません。

さらに、全国の自治体は、過去に建設された公共施設等がこれから大量更新の時期を迎えることとなりますが、老朽化する公共施設等にかかわる建て替えや改修などの更新費用も増加することが予想されます。各自治体の財政が依然として厳しい状況下にある中で、今後の公共施設等の運営は人口減少等の要因もあり、利用需要が低下していくことは想像に難くありません。

これらを鑑み、早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減し平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要とされています。

また、この問題を財政上の問題として単純に、施設の総量縮小やコスト削減のみで対処するのではなく、自治体経営とまちづくりを再考する好機と捉え、公共施設等の建設、維持、運営に関する民間の資金活用（PFI）や官民連携（PPP）を推進し、持続可能で豊かなまちをどのように形成していくのか、自治体の知恵と工夫が問われているといえます。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」が平成 25 年 6 月 14 日閣議決定され、「インフラの老朽化が急速に進展する中、＜新しく造ること＞から＜賢く使うこと＞への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25 年 11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。その中に、自治体の役割である行動計画が示されており、平成 26 年 4 月には各地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示し、保有する公共施設等の状況、更新費用の見込みと基本的な方向性を示した「公共施設等総合管理計画」の策定要請がありました。

本町を取り巻く多くの課題に対し、住民と共にその課題に取り組み、より良いまちづくりの将来設計の指針として、「せたな町公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

本計画は、各種個別施設計画の内容及び令和 3 年 1 月 26 日付けの総務省通知を踏まえて改訂したものとします。

(2) ファシリティマネジメントの導入

本町では、町民と共に将来のまちづくりを進めるという基本理念の下で本計画を策定します。
本計画策定は、町の将来ビジョンを実現する第一歩となるものです。

公共施設やインフラはそれぞれの公共施設等ごとの管理ではなく、公共施設等全体を捉えて戦略的に管理していくものです。このために、公共施設等に対する合理的な総合管理手法である、ファシリティマネジメント（FM）の手法を導入することとします。FM とは、組織が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動であり、本町では以下の点を推進します。

- ① 全庁横断的な推進体制の確立
- ② 総合的な計画立案と着実な進行管理
- ③ 最適状態を維持する不断の検証

FMでは公共施設等全体に対し、「品質」、「数量」、「コスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」について考えることとします。FMの活用により、公共施設等を利用する町民や運営する町、公共施設等の関係者の満足度がそれぞれ向上し、社会や地球環境向上にも寄与することとなります。

本計画策定に当たり、FMの考え方を導入して、新しいまちづくりを目標とし、健全で持続可能な地域づくりを目指していくこととします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本町の上位計画である「せたな町総合計画」との整合を図りつつ、「せたな町行政改革大綱」、「振興計画」と連動して、各政策分野の中で、公共施設等の取組に対して横断的な方針を示すものです。また、個別の施設を対象として策定されている「せたな町耐震改修促進計画」、「せたな町町営住宅長寿命化計画」、「せたな町橋梁長寿命化修繕計画」、「せたな町のその他計画」などの公共施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を検証することとします。

せたな町総合計画
～輪になってつなぐ「せたな」の夢未来

せたな町公共施設等総合管理計画

個別施設計画等

公共施設（建築物）											インフラ系施設						
町民文化系施設	社会教育系施設	スポーツ・レクリエーション系施設	産業系施設	子育て支援施設	学校教育系	保健・福祉施設	行政系施設	医療施設	公営住宅施設	教員住宅	その他施設	道路	橋梁	河川	公園等	水道	下水道

3. 計画期間

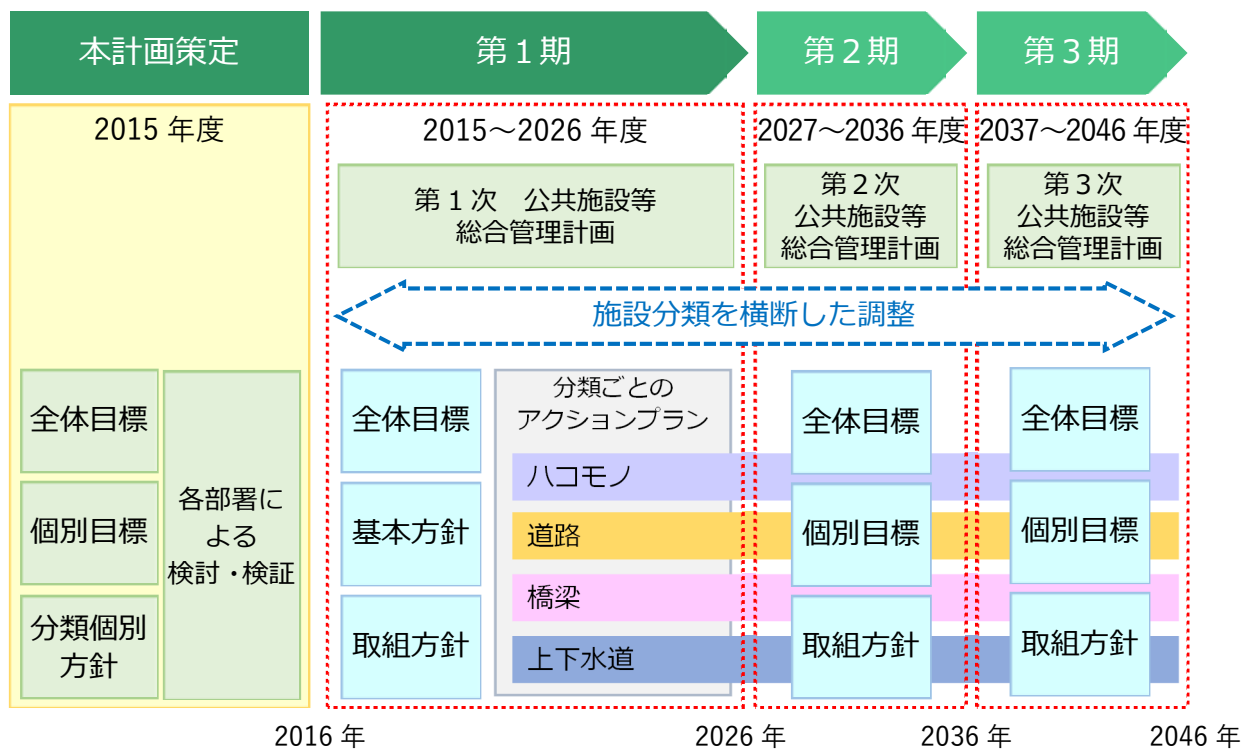
本計画は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、長期的な視点に基づき検討するものです。

計画期間については、平成 28 年度から令和 7 年度（2025 年度）までの 10 年間を第 1 期としておりますが、施設の更新・改修・統廃合といった選択肢を含む長期的な維持管理費用の見通しや財源の安定的な確保と費用の平準化を図り、公共施設の適正配置と財政健全化を両立させるための協議・調査を十分に行うため計画期間を 1 年間延長し、令和 8（2026）年度までとします。

以後 10 年ごとに第 2 期～第 3 期に分け、具体的なアクションプランを策定します。

また、本計画の実効性を高めるため既存の公共施設個別施設計画も合わせて見直しを図ります。

抜粋



4. 取組体制

施設の各課を横断的に管理し、一元的な管理を行い、施設を効率的に維持管理する目的で、公共施設等マネジメント推進体制を構築します。本計画の推進に当たっては、施設総体を把握し、一元的に管理する総括組織として「まちづくり推進課」が統括します。

この組織は、横断的な組織として各課の調整機能を発揮し、公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行っていくもので、まちづくり推進課長は公共施設等全体の管理を総括する公共施設等マネジメント統括を行います。

以下に公共施設等マネジメント統括の重要な要点を集約します。

- ① 公共施設等に関して各課全てを横断する位置づけの組織とする。例えば、各課に対し、公共施設等の情報収集や調整等の権限を持ちます。
- ② 公共施設等に関して主要業務を一元的に遂行できる機能を持ちます。
- ③ 公共施設等に関して自治体の首長と密接に連携を図り支援できる組織の位置づけです。
- ④ 公共施設等に関して財務部門と密接に連携します。

また、本体制は次の項目を実施していきます。

- ① 財政との連携
効果的かつ効率的なマネジメントを実施していくには、財政課との連携が必要不可欠です。
- ② 町民との協働
町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。
- ③ 職員の意識改革
職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み町民サービスの向上のために創意工夫を実践していきます。

また将来的には、組織から独立した自律的な監査部門の設置を目指します。

第4章

公共施設等総合管理計画の 基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町の公共施設における現状と課題から、将来、施設の長寿命化を目指した改修・更新にかかるコスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定します。建築系公共施設とインフラ系公共施設（土木系施設、企業会計施設）に大別した上で検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図ります。

なお、原則として、公共施設の統廃合については「公共施設見直しに関する指針」との整合を図り、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することとします。

（１）建築系公共施設

１）新規整備について

既存施設の有効活用を図ることで、原則新規整備は行わないこととします。

２）施設の更新（建て替え）について

改善・改修・建て替えを実施し、必要な事業に応じて、整備事業を実施します。

３）施設総量（総床面積）について

更新の際は、統合を検討し複合施設とすることで施設総量を減らすことを検討します。利用率が低く、将来的にも需要が見込めない施設については、運営及び利用目的の見直しを行い、統廃合を検討します。

４）施設コストの維持管理、運営コストについて

運営については指定管理の利用や、地域住民による維持管理協力等、民間の活用を促進します。PPP／PFI など、民間の力の活用を促進しながら、施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努めます。

５）ユニバーサルデザイン化について

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられます。今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えていきます。

(2) インフラ系公共施設

1) 現状の投資額（一般財源）について

一般財源の範囲内で、インフラ整備を行うためには老朽化状態を把握した上で、優先順位を検討し、最適化を考慮しながら改修・更新を実施します。

2) ライフサイクルコストについて

既存施設の長寿命化を最大限に図りながら、効果的で効率的な改修・更新を行い、ライフサイクルコストの適正化を目指します。

2. 実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

1) 点検・保守

建物は、数多くの部品、部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使うための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

参考：建築・設備の日常点検項目

建 物		
構造別	小項目	点検方法等
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック	①固定荷重 ②積載荷重 ③積雪荷重 ④風圧力 ⑤地震力 ⑥その他荷重（土圧、水圧、移動荷重、建築設備荷重、作業荷重、架渉線荷重等）
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフトレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替え ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①～⑧省略
厨房・浴室・便所など 水を使用する場所について	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃
外構・その他について	①境界標石 ②排水溝・会所	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃

設 備		
設備別	小項目	点検方法等
電気設備について	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備の契約電力が 50KW 以上の場合には電気主任技術者の選任が必要。 ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている。
給排水衛生設備について	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検、検査報告などが義務付けられている。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。
冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける。 ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任。 ③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている。 ④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動などによる摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要。
昇降機設備について	エレベーター・エスカレーターなど	①「建築基準法」により定期検査報告が義務付けられている。 ②昇降機設備は複雑な制御機構を持った精度の高い機器設備なので、維持管理は専門技術者に行わせる。
ガス設備について		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。
汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置およびポンプ設備は、常時作動させておく。

(「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会 (ARCA) より引用)

2) 施設の診断

①診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

- ・「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を実施します。
- ・耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。
- ・診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

②施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

- ・「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本町に必要な評価項目を選択し、評価方式を構築します。
- ・公共施設の主要な全施設について、施設ごとに評価を行い施設の課題と優先度を判断します。

公共施設診断の対象となる評価項目（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成）

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用率	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

1) 維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、公共団体が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

- ・清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めます。
- ・廃棄物処理については、事業系の一般廃棄物について軽減策を立案し実践します。
- ・維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。

2) 更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

適法性の主な管理項目

適 法 性 管 理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の 履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となります。本計画の中の具体的な計画となる長期修繕計画の策定を進めながら、定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

また、公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模(広さ・高さ)、使いやすさ及び陳腐化のほかに、施設に求められる様々な性能面や法規対応において要求水準を満たすことができない場合もあるので、更新の際には種々の診断を行って更新の理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。したがって更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性も図る必要があります。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全の確保と資産や情報の保全を目的とした要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧体制を整えるための平時から備えは、施設管理者にとって最も重要なことです。

下表は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性、構造及び外部仕上が挙げられます。

施設の安全確保に係る項目（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)）

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地 安全性	自然災害回避 性	地震災害	・液状化・活断層・有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
		敷地安全対応 策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無
			危険物の種類	・消防法危険物（1類・2類・3類）・有・無
			保安距離	・危険物から50m以内、200m以内
		建物安全 性	構造安全性	基礎の安全性 ・基礎の安全要件の満足度 常時床荷重 ・許容積載荷重・超過
			耐震安全性	建設年 ・1981年6月以前 耐震診断 ・ $\text{Is値} > 0.6 / 0.6 > \text{Is値} > 0.3 / 0.3 > \text{Is値}$ 耐震補強 ・要・不要 耐震等級 ・等級 免震、制震 ・有・無
			耐風安全性	耐風等級 ・等級
			対水安全性	浸水対策 ・浸水に対する安全要件の満足度
			対落雷安全性	避雷針 ・落雷に対する安全要件の満足度
		火災安全 性	耐火安全性	延焼防止 ・外壁・屋根の防火性能
			避難安全性	避難路確保 ・避難路確保
			消火安全性	消火活動・経路確保 ・非常用出入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
		生活環境安全 性	空気質安全性	空気質測定 ・有・無・飛散性・非飛散性のAsベスト排除状況 空気質安全性の確保 ・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・イソペンゼン・スリソ放散速度
			水質安全性	水質検査 ・有・無 水質安全性の確保 ・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
			傷害・損傷防 止性	転倒・転落防止性 ・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度 落下物防止性 ・落下物防止に対する安全要件の満足度 危険物の危険防止性 ・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
			有害物質排除 性	アスベスト排除 ・飛散性・非飛散性のAsベスト排除状況（年代・部位） PCB排除 ・トランス・蛍光灯・シーリングからPCB排除状況（年代・部位） フロン・ハロン対策 ・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況 CCA対策 ・木造土台のCCA・有無
			公害防止性	日照・通風障害防止性 ・日照・通風障害防止要件の満足度 風害防止性 ・風害防止要件の満足度 電波障害性防止性 ・電波障害性防止要件の満足度 騒音・振動・悪臭防止性 ・音・振動・悪臭防止要件の満足度 障害防止性 ・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度 外構の維持保全 ・外構の維持保全要件の満足度

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40年）と改修年の差
			付属設備耐久性	・設備耐用年数（20年）と改修年の差
	不具合 現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色・有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			その他設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況

- ・本町では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み評価します。
- ・危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。
（ただし、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もあります。）
- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設等については、順次取壊しを行います。

（４）耐震化の実施方針

本町では、既存建築物について順次耐震診断を行っています。

耐震改修と耐震補強の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施しており、特に利用率、効用等の高い施設については、重点的に対応することとしています。その際において、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性（耐震性）についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定した十分な検討に努めます。

(5) 長寿命化の実施方針

1) 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健全な状態に保ち、さらに定期的に施設診断を行い、その結果により小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

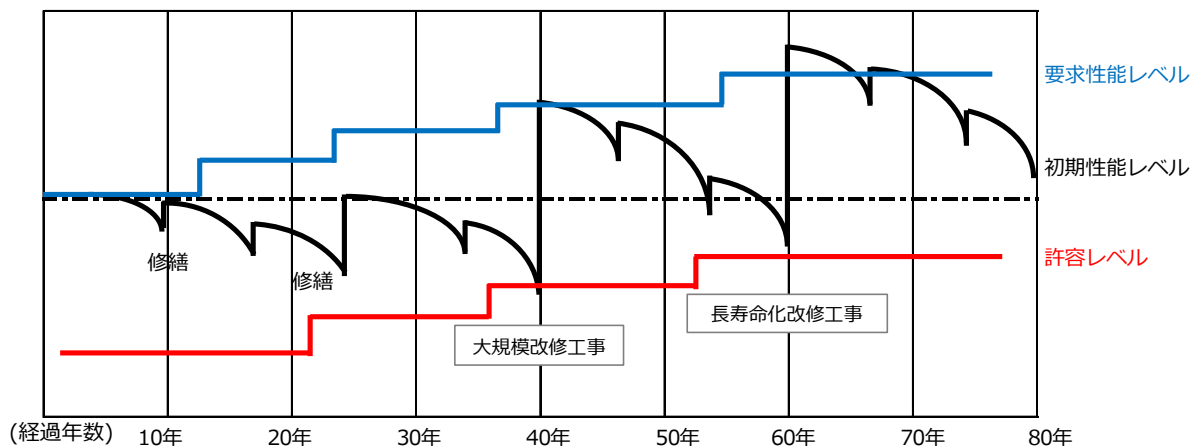
2) 計画的な保全、長寿命化計画

施設は建設から 40 年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後 40 年以上経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間がたつにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

さらに施設の寿命を延ばすには、長寿命改修工事が必要となります。

本町の公共施設では、建て替え周期は大規模改修工事を経て 60 年とし、その時点で診断を行い、結果、使用が可能であれば長寿命改修工事を行って 80 年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

長寿命化における経過年数と機能・性能（鉄筋コンクリートの場合）



（６）統合や廃止の実施方針

１）公共施設等コンパクト化に向けた基礎資料の構築

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見いだします。

公共施設等コンパクト化は、以下の７つの評価項目において診断します。

- ① 施設の安全性
- ② 機能性
- ③ 耐久性
- ④ 施設効率性
- ⑤ 地域における施設の充足率
- ⑥ 施設利用率
- ⑦ 費用対効果

上記の品質・性能によって施設を診断し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の４つの段階に評価します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。

下表は、診断結果による取組の方向性の例を示しています。

診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建て替え更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討

2) 町民サービスの水準を確保しつつ、公共施設等統合や廃止の推進に向けた施策
公共施設等統合や廃止では、町民サービスの水準低下が伴います。それを最小限にするために、下表のような種々の公共施設コンパクト化の施策について町民合意の可能性を検討する必要があります。

公共施設コンパクト化の施策

段階	町民サービス水準の変化	行政サービス・施設サービスの考え方	公共施設コンパクト化の施策
I	・ 町民の痛みを求めない初動的取組	・ 町民サービスの現状の水準を維持	・ 公共施設等の運営の効率化 ・ 公共施設等の賃貸
II	・ 一定の町民負担を前提とした町民サービスの質の低下を招かない取組 ※合併市町村では大きな政策課題	・ 行政サービス、施設サービスの質の改善を目指した取組 ・ 第1段階のコンパクト化	・ 公共施設等の合築 ・ 公共施設等の統合
III	・ 財政収支見通しに基づいた町民の痛みを伴う取組	・ 行政サービス、施設サービスの見直しにより町民サービスが低下することも想定 ・ 第2段階のコンパクト化 ※町民の理解と合意形成が必要	・ 公共施設等の使用制限・使用料金徴収（受益者負担） ・ 公共施設等の減築 ・ 公共施設等の廃止
IV	・ 公共団体が果たすべき公共施設管理の役割を明確化する取組	・ 民間主体による公共施設管理 ・ 第3段階のコンパクト化	・ 公共施設等維持管理の民営化

（7）ユニバーサルデザイン化の推進方針

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に退所するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられます。今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えていきます。

（８）脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策は 2050 年までにカーボンニュートラルの実現を法律的に明記することで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取り組み・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素化の促進を図る「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を令和３年３月２日に閣議決定されました。また、日本は 2021 年４月に、2030 年度において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、更に 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しています。

これに伴い、改修や建替えの際は太陽光発電の導入や建築物におけるＺＥＢの実現、省エネルギー改修の実施、ＬＥＤ照明の導入を検討します。ＬＥＤ照明については既存の建築物にたいしても順次検討します。

※ＺＥＢ：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の省略で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

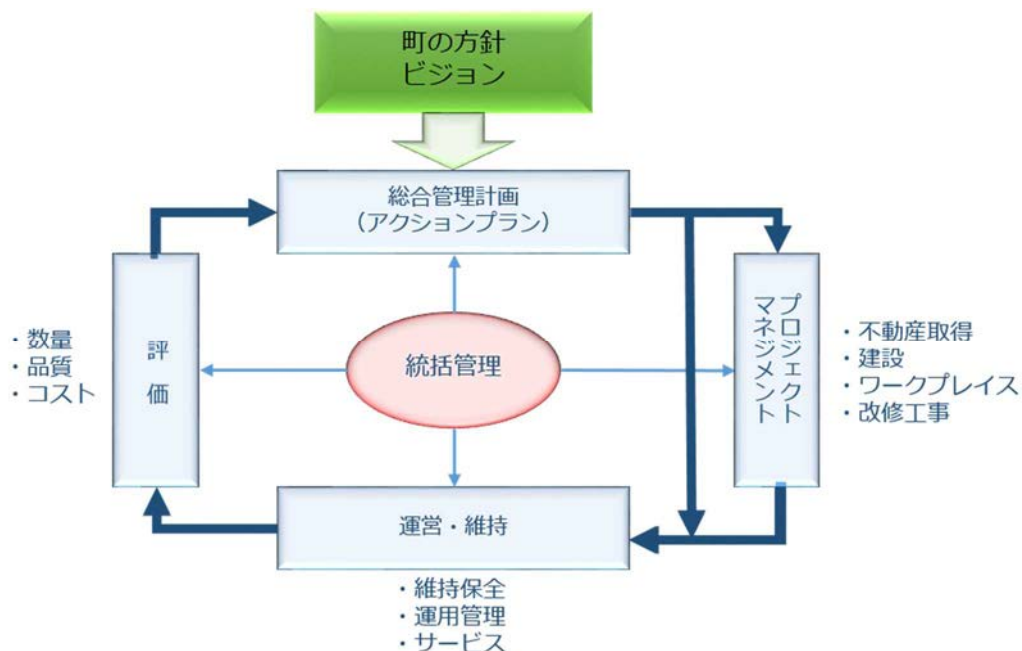
3. 推進体制

(1) ファシリティマネジメント（FM）業務サイクルによるフォローアップ

下表に示す業務サイクルでは、「町の方針／ビジョン」に基づき、「本計画」及び具体的な「アクションプラン」を策定します。「アクションプラン」に基づき「プロジェクトマネジメント」を実施し、公共施設等の建設や大規模改修、長寿命化改修、統廃合、更新を実施します。また、「アクションプラン」に基づき、公共施設等に対し日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」を実施します。「プロジェクトマネジメント」を実施した公共施設等に対しても、その後は日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」を実施します。「運営・維持」の対象である公共施設等に対し、数量（供給）、品質、コスト（財務）の面から評価を行う「評価」を実施します。これらの業務を遂行する核として「統括管理」を実施します。

「評価」を実施してアクションプランとの差異が認められた場合は改善活動を実施し、そして「本計画」（アクションプラン）に戻り、評価内容に従いアクションプランの改訂を実行します。その上で改訂されたアクションプランに従い、再び新たなプロジェクトマネジメントや新たな運営維持活動に取り組むこととします。

業務サイクル（出展：総解説ファシリティマネジメントより構成）



（２）議会・住民との情報共有

本計画の進捗状況等についての評価結果並びに評価に基づくアクションプランの変更や対策活動は、議会に報告し、またホームページ等で住民に報告することが必要です。必要に応じて、住民への説明会も検討します。

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うに当たり、住民と行政が、町施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

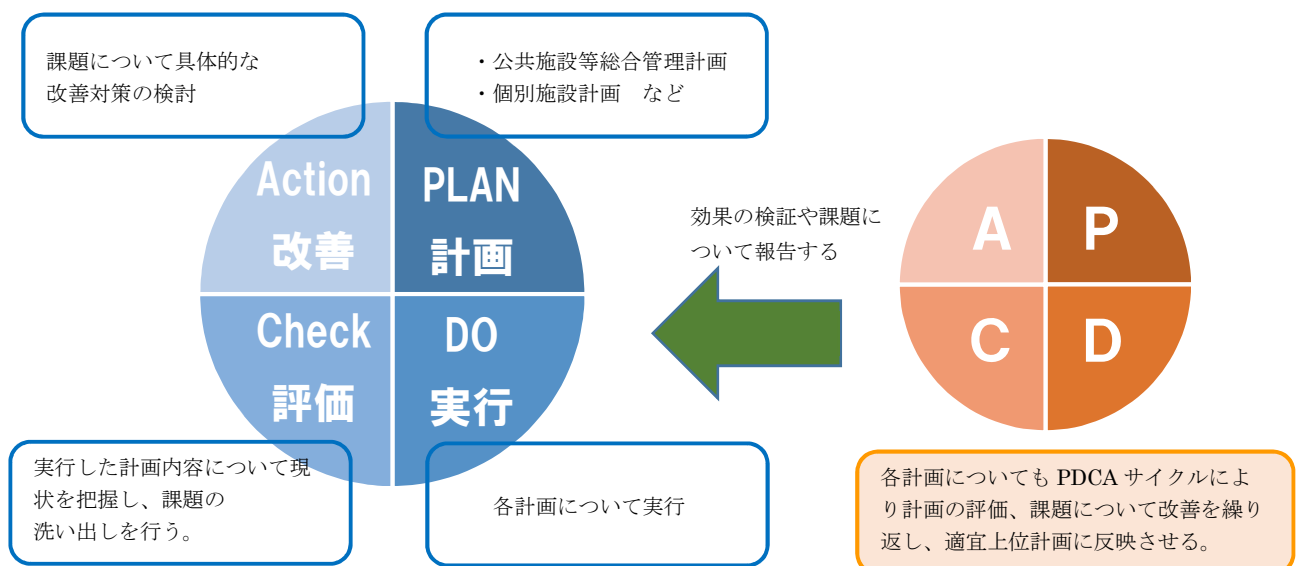
公共施設を利用し支えている多くの住民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示します。

また、住民からの様々な意見を収集する窓口やそれを整理して公共施設等マネジメントに生かす仕組みについても積極的に採用することとします。

（３）PDCA サイクルの確立

本計画は公共施設マネジメントに PDCA サイクルを採り入れ、常時、Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善）を意識することにより、計画自体を継続的に改善していきます。

施設所管課は、本計画に基づいて施設ごとに再編計画や保全計画を作成し、効果の検証と課題等を確認、内容の検討を繰り返すことにより、適正な計画へと見直しを行います。



第5章

施設類型ごとの管理に関する 基本的な方針

1. 建築系公共施設の管理に関する

本計画における公共施設やインフラ施設の整備については、せたな町過疎地域持続的発展計画や各種個別施設計画と整合性を図りながら、適切に推進します。

(1) 町民文化系施設

1) 施設の配置



2) 施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地域
若松基幹集落センター (イエローパレス)	496.85	H6	28	木造	農務課	北檜山
生洩生活改善センター	145.8	S47	50	コンクリートブロック造	農務課	北檜山
小川生活改善センター	129.6	S54	43	コンクリートブロック造	農務課	北檜山
愛知集落センター	213.84	S55	42	木造	農務課	北檜山
女性ふれあいセンター(旧縫製工場)	74.3	H2	32	鉄骨造	農務課	北檜山
大成町民センター	1677.55	S54	43	鉄筋コンクリート、鉄骨造	総務課	大成区
平浜会館(廃止)	99.8	S46	51	木造	保健福祉課	大成区
花歌生活館	156.51	S49	49	コンクリートブロック造	保健福祉課	大成区
上浦生活館	201.47	S46	51	コンクリートブロック造	保健福祉課	大成区
富磯生活館	155.47	S52	45	コンクリートブロック造	保健福祉課	大成区
貝取潤ことぶきの家(廃止)	151.12	H3	31	木造	保健福祉課	大成区
東部ことぶきの家	100.98	S51	46	木造	保健福祉課	大成区
都ことぶきの家	151.47	S52	45	木造	保健福祉課	大成区
太田地区振興会館	138.51	S51	46	木造	保健福祉課	大成区
長磯生活改善センター	198.83	S46	51	コンクリートブロック造	農務課	大成区
宮野生活改善センター	138.51	S47	50	木造	農務課	大成区
円空木彫保管展示施設	9.93	H1	33	木造	まちづくり推進課	大成区
島歌生活館	139.12	S49	48	コンクリートブロック造	保健福祉課	瀬棚区
大里コミュニティーセンター (R6 年度解体予定)	99.63	H8	26	木造	保健福祉課	瀬棚区
瀬棚町民センター	884.7	S58	39	鉄筋コンクリート造	農務課	瀬棚区
大里生活改善センター	182.25	S54	43	木造	農務課	瀬棚区
共和生活改善センター	119.48	S52	45	木造	農務課	瀬棚区
瀬棚ふれあいセンター	602.07	H7	27	鉄筋コンクリート、鉄骨造	農務課	瀬棚区
ふれあいマイポートトイレ	38.27	H8	26	セラミックブロック造	水産林務課	瀬棚区
大成農漁村総合センター	1181.38	S57	40	鉄骨造	教育委員会	大成区
丹羽活性化センター(水仙パレス)	499.91	H15	19	鉄骨造	農務課	北檜山
元浦生活館	71.28	H10	24	木造	保健福祉課	瀬棚区

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

51 年以上

31 年～50 年

30 年以下

3) 施設改善計画

○検討

小川生活改善センター、花歌生活館、富磯生活館、大里コミュニティーセンターは施設の在り方について検討します。

廃止が決定した平浜生活館、貝取潤ことぶきの家については、施設の取扱いについて検討します。

大里コミュニティーセンターは令和6年度に解体予定とします。

4) 基本的な方針

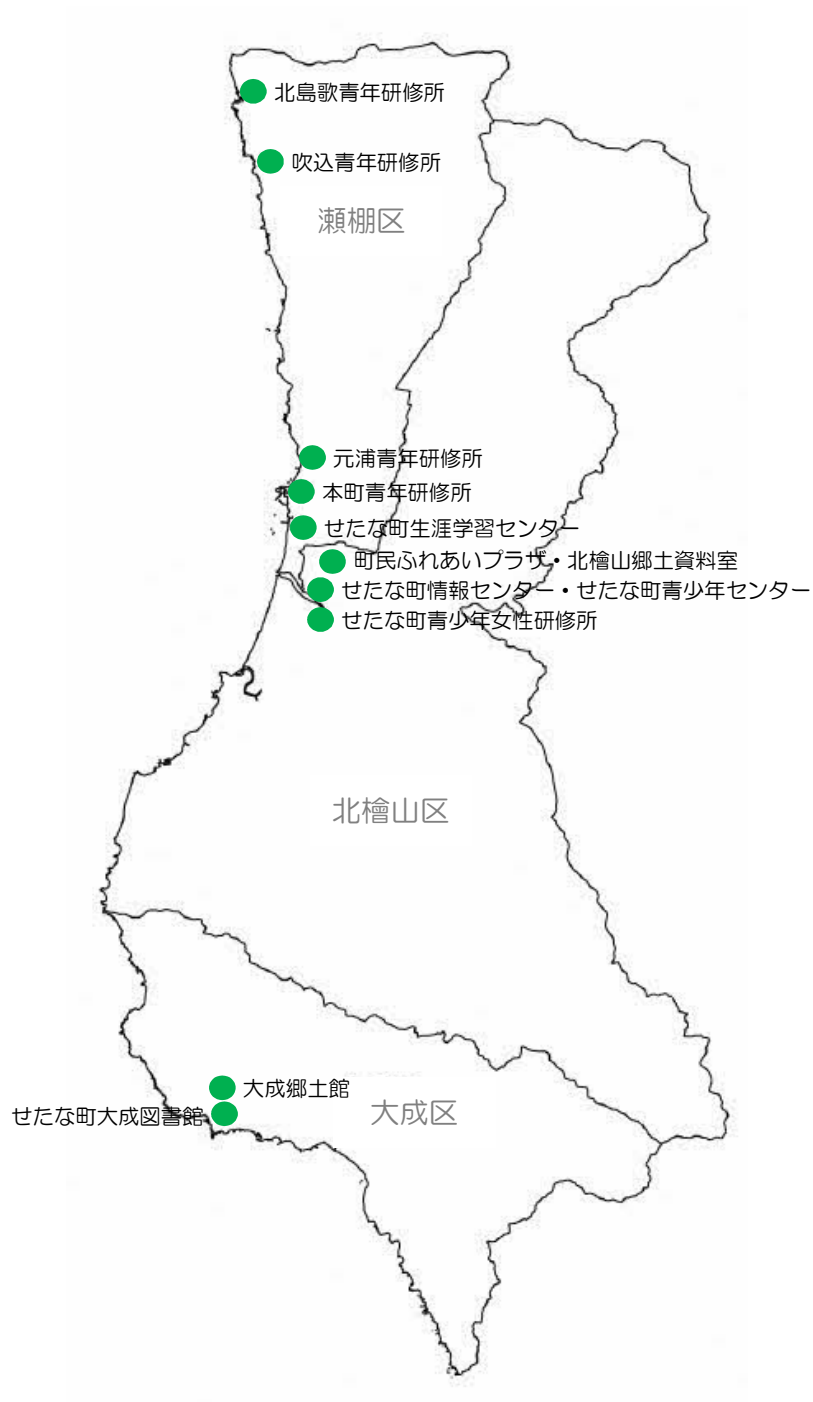
町内28ある町民文化系施設のうちおよそ75%の21施設が築30年以上となっており、人口減少に伴う活用方法が今後変化していきます。

瀬棚区内の公共施設については、市街地に集落施設が多く点在しており、今後の集会施設の統廃合を含めた公共施設のあり方について、各地区町内会活動や奉仕活動のコミュニティ活動を通し、広く地域住民が参加し実践できる諸活動の展開を側面から支援するとともに、集落の再編成は今後の推移と実態をみながら検討します。

60%を超える施設が、今後修繕・改修・建て替え・解体の時期を迎えるため、「せたな町個別施設計画」にのっとり統廃合を含め複合化等の検討を行います。

(2) 社会教育系施設

1) 施設の配置



2) 施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地域
町民ふれあいプラザ	1710	S58	39	鉄筋コンクリート造	農務課	北檜山
吹込青年研修所	406.52	S32	65	木造	水産林務課	瀬棚区
元浦青年研修所	69.42	S39	58	木造	水産林務課	瀬棚区
本町青年研修所	242.82	S40	57	コンクリートブロック造	水産林務課	瀬棚区
南川青年研修所	49.5	S51	46	木造	水産林務課	瀬棚区
せたな町青少年センター	692.68	S44	53	鉄筋コンクリート・鉄骨造	教育委員会	北檜山
せたな町情報センター	779.76	H11	23	鉄筋コンクリート造	教育委員会	北檜山
せたな町青少年女性研修所	500.4	S52	45	鉄骨造	教育委員会	北檜山
北檜山郷土資料室	1371.52	S56	42	鉄筋コンクリート造	教育委員会	北檜山
せたな町大成図書館	351.32	S54	43	鉄筋コンクリート造	教育委員会	大成区
大成郷土館	259.78	S56	41	鉄筋コンクリート造	教育委員会	大成区
大成郷土館分館	336.2	H7	27	木造	教育委員会	大成区
大成郷土館分館 増改築	228.14	H4	30	木造	教育委員会	大成区
旧瀬棚郷土館（R4 解体予定）	389.22	S50	47	鉄筋コンクリート造	教育委員会	瀬棚区
せたな町生涯学習センター	1516.6	H31	3	鉄筋コンクリート造	教育委員会	瀬棚区

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	51 年以上	31 年～50 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

3) 施設改善計画

○改修・除却・解体事業

旧瀬棚郷土館は、せたな町生涯学習センターに統合されていることから、令和4年度に解体予定とします。

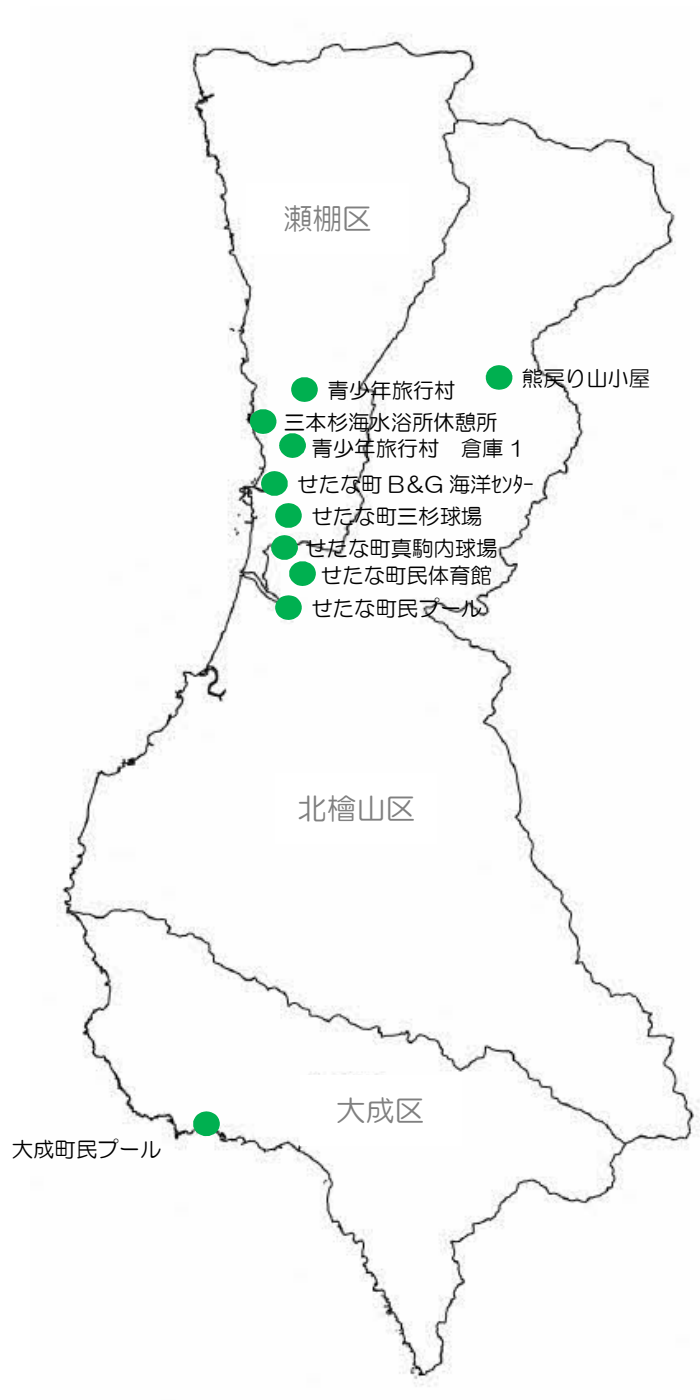
4) 基本的な方針

町内に 15 ある社会教育系施設のうち 11 施設は、築 30 年以上経過しています。

60%を超える施設が、今後修繕・改修・建て替え・解体の時期を迎えるため、予防保全的な改善の実施を基本としつつ、町民の利用を促進しながら、施設の維持管理を行います。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

1) 施設の配置



2) 施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地域
はまなす荘（観光農園地管理棟）	232.67	S54	43	木造	保健福祉課	北檜山
温泉ホテルきたひやま	3379.95	H7	27	鉄筋コンクリート造、 一部鉄骨造	まちづくり推進課	北檜山
熊戻り山小屋	54.27	S51	46	木造	まちづくり推進課	北檜山
太櫓緑地広場 四阿	8.64	H8	26	木造	まちづくり推進課	北檜山
ふとろ海水浴場シャワー室	91.91	H9	25	木造	まちづくり推進課	北檜山
グリーンパーク スタートハウス	48.6	H7	27	軽量鉄骨造	まちづくり推進課	北檜山
貝取潤公営温泉浴場・あわび山荘	2986.4	S53	44	鉄筋コンクリート造	まちづくり推進課	大成区
湯とびあひ別	81.15	H7	27	木造	まちづくり推進課	大成区
平浜海水浴場休憩所	138.91	H9	25	鉄筋コンクリート、木造	まちづくり推進課	大成区
道の駅てっくいうランド大成 新築（トイレ、ｽﾏｰｼﾞ）	146.57	H5	29	木造	まちづくり推進課	大成区
青少年旅行村 センターハウス	167.67	H10	24	木造	まちづくり推進課	瀬棚区
三本杉海水浴所休憩所	140.04	H2	32	鉄筋コンクリート造	まちづくり推進課	瀬棚区
丹羽スキー場管理棟	45.36	S43	55	木造	教育委員会	北檜山
せたな町民体育館	2607.92	S52	45	鉄筋鉄骨コンクリート造	教育委員会	北檜山
北檜山ｽﾏｰｼﾞ公園ｸﾞﾗﾝﾄﾞ 管理棟	63.99	S54	43	木造	教育委員会	北檜山
せたな町真駒内球場管理棟	63.99	S62	35	木造	教育委員会	北檜山
大成町民プール	763.35	S53	44	鉄骨造	教育委員会	大成区
大成農村広場管理棟	26.49	S62	35	木造	教育委員会	大成区
大成スキー場管理棟	29.8	H1	33	木造	教育委員会	大成区
せたな町 B&G 海洋ｽﾏｰﾍﾞｰﾙ 体育館・第 2 体育館	1103.1	S60	37	鉄筋コンクリート造	教育委員会	瀬棚区
せたな町 B&G 海洋ｽﾏｰﾍﾞｰﾙ	997.32	S60	37	鉄骨造	教育委員会	瀬棚区
せたな町 B&G 海洋ｽﾏｰ艇庫	200	S60	37	鉄筋コンクリート造平 家・鉄骨造 2F	教育委員会	瀬棚区
せたな町三杉球場管理棟	148	S59	38	鉄筋コンクリート造	教育委員会	瀬棚区
せたな町民プール	997.5	R1	3	鉄筋コンクリート造	教育委員会	北檜山

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	51 年以上	31 年～50 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

3) 施設改善計画

○検討

平浜海水浴場休憩所は、施設の在り方について検討します。

○改修・除却・解体事業

温泉ホテルきたひやまは H7 年に建築され建築後 25 年が経過していることから、令和 5 年から令和 9 年までに大規模改修を行い、長寿命化を図ります。

道の駅てっくいランド大成は、H5 年に建築され建築後 27 年が経過していることから、トイレ等の改修を行い長寿命化及び施設の利便性の向上を図ります。

4) 基本的な方針

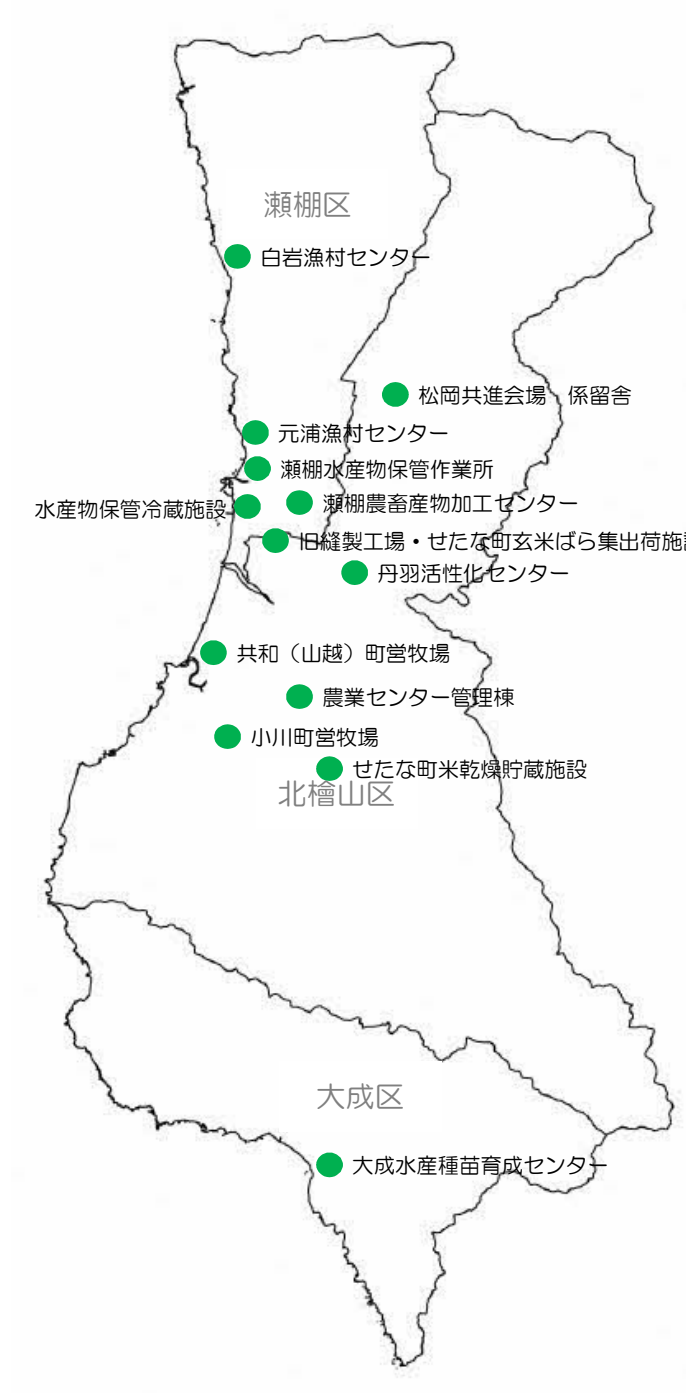
町内に 24 あるスポーツ・レクリエーション系施設のうち丹羽スキー場管理棟は、昭和 43 年以前に建設された施設となり、建築後 31 年から 50 年を経過する 13 施設は長寿命化計画を計画的に図りながら改修・修繕・建て替えを行います。

60%を超える施設が、今後修繕・改修・建て替え・解体等の時期を迎えるため、統廃合を含め複合化などの検討を行います。

長期的な活用を図るために、長寿命化や整備を行い、予防保全的な改善の実施を基本としつつ、町民の利用を促進しながら、施設の維持管理を行います。

(4) 産業系施設

1) 施設の配置



2) 施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地域
農業センター管理棟	299.7	H4	30	木造	農務課	北檜山
せたな町米乾燥貯蔵施設	1819.87	H15	19	鉄骨造	農務課	北檜山
せたな町玄米ばら集出荷施設	413.6	H16	18	鉄骨造	農務課	北檜山
小川町営牧場 倉庫兼事務室	97.2	H28	8	鉄骨造	農務課	北檜山
共和（山越）町営牧場 看視舎	12	R2	1	軽量鉄骨造	農務課	北檜山
松岡共進会場係留舎	1038	H1	33	鉄骨造	農務課	北檜山
旧縫製工場	1164.26	H2	32	鉄骨造	建設水道課	北檜山
労働会館	128.79	H6	28	木造	建設水道課	北檜山
大成水産種苗育成センター（管理棟）	198	S50	48	木造	水産林務課	大成区
大成ヒラメ中間育成施設	246	H4	31	鉄骨造	水産林務課	大成区
須築漁港動力巻揚機小屋	8.5	H6	29	木造	水産林務課	瀬棚区
美谷漁港動力巻揚機小屋	8.5	S55	42	木造	水産林務課	瀬棚区
吹込漁港動力巻揚機小屋	9.72	H6	29	木造	水産林務課	瀬棚区
中歌漁港動力巻揚機小屋	9.72	H6	29	木造	水産林務課	瀬棚区
瀬棚水産物保管作業所	97.2	S50	47	木造	水産林務課	瀬棚区
白岩漁村センター	154.02	H6	29	木造	水産林務課	瀬棚区
元浦漁村センター	134.15	H2	32	木造	水産林務課	瀬棚区
瀬棚農畜産物加工センター	213	H3	31	木造	農務課	瀬棚区
縫製工場（瀬棚区）	505.5	H12	22	鉄骨造	建設水道課	瀬棚区
水産物保管冷蔵施設	177.6	不明		鉄骨造	水産林務課	瀬棚区
ふれあい市場	119.24	H21	13	木造	まちづくり推進課	北檜山区
農業研修住宅	80.42	H5	29	木造	農務課	北檜山区
農業実習・研修宿泊施設（大里住宅）	78.93	S60	37	木造	農務課	瀬棚区

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

51 年以上

31 年～50 年

30 年以下

3) 施設改善計画

○検討

松岡共進会場係留舎は施設の在り方について検討します。

4) 基本的な方針

産業系施設は町内に 23 施設あり、全体の約 78%を占める施設（18 施設）は、平成元年以降に建設されています。

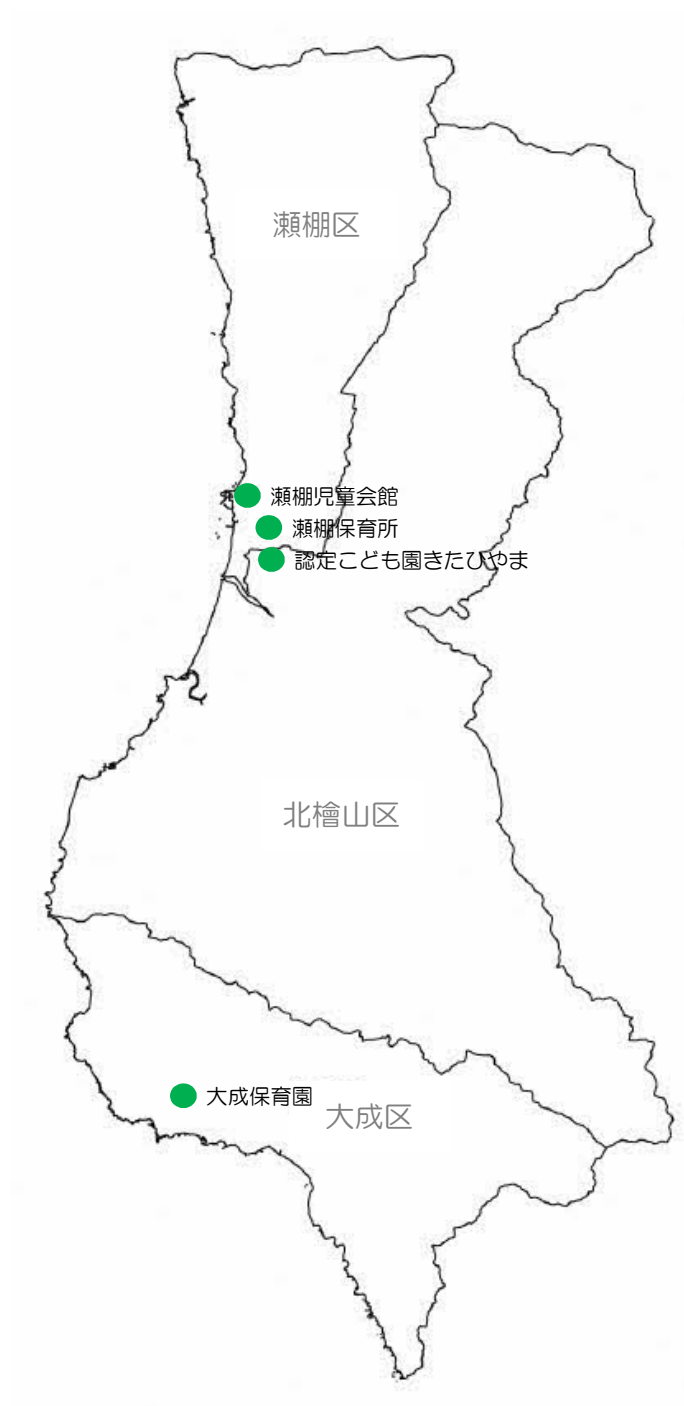
建築後 31 年から 50 年を経過する 6 施設は長寿命化計画を計画的に進めながら改修・修繕を行います。

今後修繕・改修・建て替え・解体等の時期を考慮しながら長期的な活用を図り、長寿命化や整備を行い、予防保全的な改善の実施を基本とした施設の維持管理を行います。

町内飼養農家の高齢化により畜産経営規模の維持が困難になる中、飼養牛の育成における労働力軽減などを将来的にも町営牧場が担うことが必要となります。そのため預託管理体制も含め存続させることを検討します。

(5) 子育て支援施設

1) 施設の配置



2) 施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地域
大成保育園	696	S51	46	木造	町民児童課	大成区
瀬棚保育所	586.84	H13	21	木造	町民児童課	瀬棚区
瀬棚児童会館	593.32	S39	58	コンクリートブロック造	建設水道課	瀬棚区
認定こども園きたひやま	1465.27	H30	5	木造	町民児童課	北檜山

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	51 年以上	31 年～50 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

3) 施設改善計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	保育所	常設保育所運営事業 2 施設
		学童保育所運営事業 3 施設
	認定こども園	認定こども園運営事業

4) 基本的な方針

町内に4ある子育て施設のうち2施設は、建築後40年以上経過しています。

全体の50%の施設が、今後修繕・改修・建て替え・解体等の時期を迎えるため、統廃合も含め、複合化などの検討を行います。

長期的な活用を図るために、長寿命化や整備を行い、予防保全的な改善の実施を基本としつつ、町民の利用を促進しながら、施設の維持管理を行います。

(6) 学校教育系施設

1) 施設の配置



2) 施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地域
久遠小学校	1778	S52	45	鉄筋コンクリート造	学校 3 区	大成区
瀬棚中学校	3206	S53	44	鉄筋コンクリート造	学校 3 区	瀬棚区
北檜山中学校	3057.05	S60	37	鉄筋コンクリート造	学校 3 区	北檜山
大成中学校	2216	H7	28	鉄筋コンクリート造	学校 3 区	大成区
北檜山小学校	3147	H18	16	鉄筋コンクリート造	学校 3 区	北檜山
せたな町学校給食センター	698.3	H4	30	鉄筋コンクリート造	教育委員会	北檜山
瀬棚小学校	3206	S59	39	鉄筋コンクリート造	学校 3 区	瀬棚区
若松小学校 (R3 年度末閉校)	1481	H11	23	鉄筋コンクリート造	学校 3 区	北檜山区

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	51 年以上	31 年～50 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

3) 施設改善計画

北檜山中学校暖房設備改修工事を行います。

4) 基本的な方針

少子化及び出生率の低下、更には人口流出等により児童生徒数は年々減少しており、令和3年5月1日現在、町内3区の小学校数は4校で児童数247名、中学校数は各区1校で生徒数は141名といずれも減少傾向にあります。

校舎、屋内体育館、グラウンド等の整備についても、安全面及び緊急度を考慮しながら計画的に施設の整備を図る必要があります。

学校給食は、町内の全小中学校へ学校給食センターが提供をしています。食生活は児童・生徒の心身の成長に大きな影響を及ぼすことから、栄養バランスを考えた献立としているほか、積極的に地場産物を使用し、児童・生徒の食育の場としても活用しています。児童・生徒の食育の拠点として活用されている給食センターは、施設内にある調理機材等の老朽化が著しく、給食提供に支障をきたさないよう計画的な更新を図る必要があります。

(7) 保健・福祉施設

1) 施設の配置



2) 施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地域
瀬棚保健センター	410.33	H10	24	鉄筋コンクリート造	保健福祉課	瀬棚区
北檜山総合福祉センター (旧北檜山保育所)	586.03	S56	41	鉄筋コンクリート造	町民児童課	北檜山
鶴泊団地 母と子の家	182.25	S42	55	木造	保健福祉課	北檜山
小倉山へき地保健福祉館	166.05	S47	50	コンクリートブロック造	保健福祉課	北檜山
北檜山生活支援ハウス (ぬくだまり)	748.81	H14	20	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	保健福祉課	北檜山
せたな町障害者グループホームのぞみ	579.66	H24	10	木造	保健福祉課	北檜山
農林漁業高齢者センター (グリーンパレス)	599.54	H2	32	木造	農務課	北檜山
せたな町健康センター	750.01	H10	24	鉄筋コンクリート造	総務課	北檜山
北島歌へき地保健福祉館	165.28	S41	56	コンクリートブロック造	保健福祉課	瀬棚区
瀬棚老人と母と子の家	446.31	S47	40	コンクリートブロック造	保健福祉課	瀬棚区
障がい者地域活動支援センター	203.71	H23	12	木造	保健福祉課	瀬棚区
瀬棚高齢者グループホームあさなぎ	248.43	H17	17	木造	保健福祉課	瀬棚区
瀬棚生活支援ハウス かざみどり	622.92	H16	19	鉄筋コンクリート造	保健福祉課	瀬棚区
瀬棚総合福祉センターやすらぎ館	1291.3	H9	25	鉄筋コンクリート造	保健福祉課	瀬棚区
瀬棚養護老人ホーム 三杉荘	2646.06	H30	4	鉄筋コンクリート造	瀬棚養護老人 ホーム三杉荘	瀬棚区
大成生活館	267.81	H6	28	木造	保健福祉課	大成区

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

51 年以上

31 年～50 年

30 年以下

3) 施設改善計画

維持管理を行い継続利用します。

4) 基本的な方針

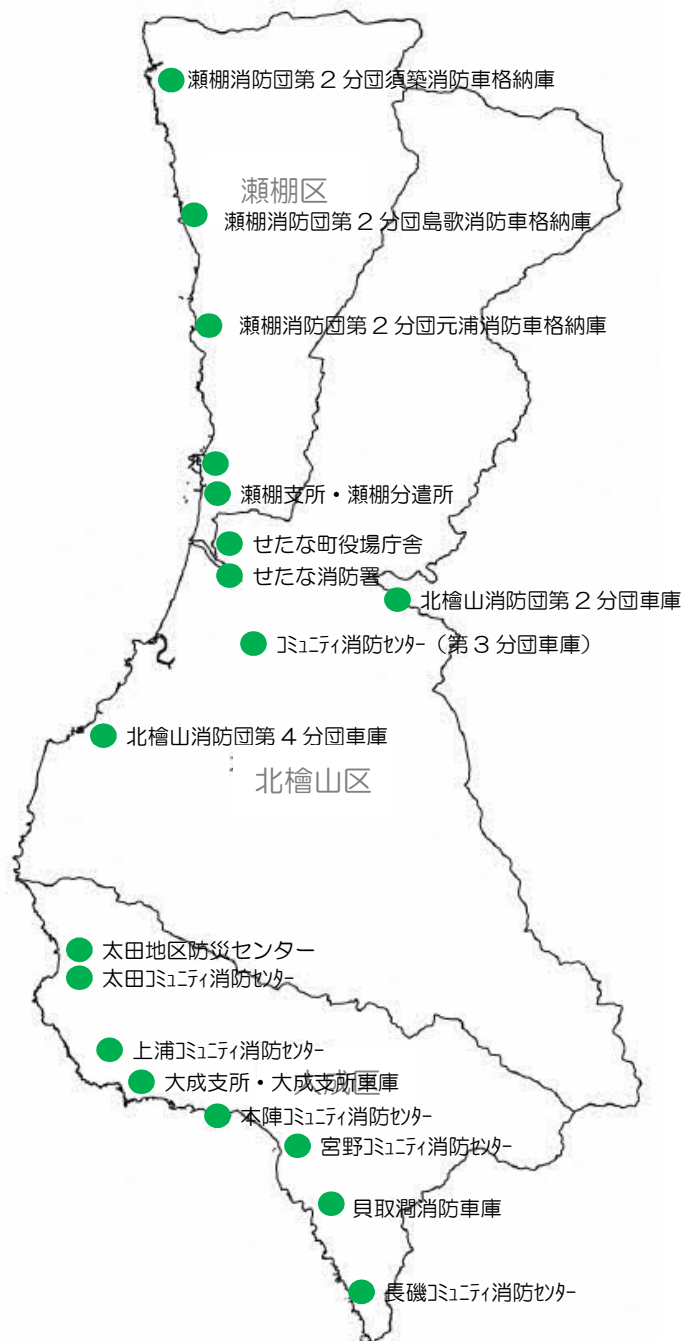
町内に 15 ある保健・福祉施設のうち 2 施設は、昭和 42 年以前に建設された施設となり、建築後 31 年から 50 年を経過する 5 施設は長寿命化計画を計画的に図りながら改修・修繕・建て替えを行います。

30%を超える施設が、今後修繕・改修・建て替え・解体等の時期を迎えるため、統廃合を含め複合化などの検討を行います。

長期的な活用を図るために、長寿命化整備を行い、予防保全的な改善の実施を基本としつつ、町民の利用を促進しながら、施設の維持管理を行います。

(8) 行政系施設

1) 施設の配置



2) 施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地域
せたな町役場庁舎	4205.01	H10	24	鉄筋コンクリート造 4F	総務課	北檜山
水防倉庫（ゲートボール場隣）	38.88	S51	46	木造	建設水道課	北檜山
デジタル無線局舎（消防・防災）	16	S53	44	鉄筋コンクリート造	建設水道課	北檜山
大成支所	2209.56	S59	38	鉄筋コンクリート造	総務課	大成区
水防倉庫（大成区）(R5 解体予定)	26.49	H9	25	木造	総務課	大成区
太田地区防災センター（旧太田小学校） (R5 解体予定)	374	S39	58	木造 (一部鉄骨造)	総務課	大成区
瀬棚支所	2868.54	S55	42	鉄筋コンクリート造	総務課	瀬棚区
災害備品備蓄倉庫	97.2	H17	17	木造	総務課	瀬棚区
北檜山消防団第2分団車庫	80.48	S52	45	木造	消防	北檜山
職員待機宿舍 1	129.73	S54	43	コンクリートブロック造	消防	北檜山
大成支所車庫(H28.9 せたな町へ譲渡)	191.45	S62	35	鉄骨造 2F 木造 平家	総務課	大成区
本陣コミュニティ消防センター	92.74	S63	34	木造	消防	大成区
上浦コミュニティ消防センター	84.46	H2	32	木造	消防	大成区
長磯コミュニティ消防センター	74.32	H3	31	木造	消防	大成区
宮野コミュニティ消防センター	75.77	H4	30	木造	消防	大成区
瀬棚消防団第2分団元浦消防車格納庫	23.18	S54	43	木造	消防	瀬棚区
瀬棚消防団第2分団島歌消防車格納庫	37.3	S53	44	木造	消防	瀬棚区
瀬棚消防団第2分団須染消防車格納庫	33.1	S61	36	木造	消防	瀬棚区
大成支署車庫	318.88	H27	7	鉄筋コンクリート造	消防	大成区
せたな消防署	1477.50	H27	7	鉄筋コンクリート造	消防	北檜山
せたな消防署瀬棚分遣所 （一般事務所）	220.15	H27	7	鉄筋コンクリート造	消防	瀬棚区
瀬棚防災備品備蓄倉庫 （旧瀬棚図書センター）	183.42	H4	30	鉄筋コンクリート造	総務課	瀬棚区
元浦地区避難所 （旧梅花都小学校体育館）	198.74	S42	55	木造	総務課	瀬棚区
職員待機宿舍 2	129.73	S56	41	コンクリートブロック造	消防	北檜山
コミュニティ消防センター （北檜山消防団第3分団）	105.37	H5	29	木造	消防	北檜山
北檜山消防団第4分団車庫	78.94	S59	38	木造	消防	北檜山

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

51 年以上

31 年～50 年

30 年以下

3) 施設改善計画

○検討

太田地区防災センター（旧太田小学校）、瀬棚防災備品備蓄センター（旧瀬棚図書センター）は今後の利用状況や社会情勢の変化を踏まえ施設の在り方について検討します。

○改修・除却・解体事業

水防倉庫（大成区）、太田地区防災センター（旧太田小学校）は、今後の利用見込みや社会情勢の変化を踏まえ、令和5年度に解体予定とします。

4) 基本的な方針

町内に28ある行政系施設のうち2施設は、建設から53年以上経過しています。建築後31年から50年を経過する14施設は長寿命化計画を計画的に図りながら改修・修繕・建て替えを行います。

行政系施設の約半数の施設が、今後修繕・改修・建て替え・解体等の時期を迎えるため、統廃合を含めた複合化などの検討を行い、総量抑制を図ります。

長期的な活用を図るために、長寿命化や整備を行い、予防保全的な改善の実施を基本としつつ、町民への行政サービスや生活の安心・安全を確保するための維持管理を行います。

(9) 医療施設

1) 施設の配置



2) 施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地域
大成歯科診療所	167.85	S48	49	木造	保健福祉課	大成区
瀬棚診療所	1351.64	H12	22	鉄筋コンクリート造	国保病院	瀬棚区
瀬棚歯科診療所	100.88	H12	22	鉄筋コンクリート造	国保病院	瀬棚区
せたな町国保病院	4681	S49	48	鉄筋コンクリート造	国保病院	北檜山
大成診療所	323.19	H26	8	木造	国保病院	大成区

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	51 年以上	31 年～50 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

3) 施設改善計画

○改築工事業

国保病院改築工事

○改修・除却・解体事業

医師住宅解体工事（3 棟）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容
医療の確保	病院	国保病院改築事業基本設計業務
		国保病院改築事業実施設計業務
		国保病院改築工事
		医療機器購入一式
		医師住宅解体工事（3 棟）
		医師等医療従事者住宅整備事業（3 棟）

4) 基本的な方針

町内にある医療系施設は、建築から 35 年以上が経過しているため改修・修繕・建て替えの検討を行います。

長期的な活用を図るために、長寿命化や整備を行い、予防保全的な改善の実施を基本としつつ、町民の健康を考慮しながら、施設の維持管理を行います。

(10) 公営住宅

1) 施設の配置



2) 施設一覧

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地域
豊岡高台 K3-3	76.51	S39	58	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
町有 T44 (長磯)	61.19	S30	67	コンクリートブロック造	町有住宅	大成区
若松児童館下 K8-1	123.2	S32	65	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
若松児童館下 K8-2	109.2	S34	63	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
宮野 T8-1	127.6	S35	62	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
はなます S1-1	119	S36	61	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
はなます S1-2	119	S36	61	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
豊岡高台 K3-1	153.02	S39	58	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
豊岡高台 K3-2	153.02	S39	58	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
豊岡高台 K3-4	76.51	S39	58	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
町有 S111 (本町)	78.67	S40	58	コンクリートブロック造	町有住宅	瀬棚区
豊岡高台 K3-5	134.4	S40	57	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
豊岡高台 K3-6	134.4	S40	57	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
はなます S1-3	156.72	S40	57	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
はなます S1-4	156.72	S40	57	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
はなます S1-5	67.48	S40	57	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
はなます S1-6	134.96	S40	57	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
はなます S1-7	134.96	S40	57	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
豊岡高台 K3-7	135.21	S41	56	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
豊岡高台 K3-8	135.21	S41	56	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
豊岡高台 K3-9	156.74	S41	56	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
豊岡高台 K3-10	156.74	S41	56	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
はなます S1-9	134.4	S41	56	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
豊岡高台 K3-11	157.69	S42	55	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
豊岡高台 K3-12	157.69	S42	55	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
豊岡高台 K3-13	135.77	S42	55	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
豊岡高台 K3-14	135.77	S42	53	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
はなます S1-10	134.44	S42	55	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
はなます S1-11	134.44	S42	55	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地域
町有 K27 (豊岡)	55	S42	55	コンクリートブロック造	町有住宅	北檜山
町有 K77 (若松)	55	S42	55	コンクリートブロック造	町有住宅	北檜山
小歌 T2-1	147.51	S43	54	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
はまなす S1-12	147.37	S43	54	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
ふたば S2-1	147.54	S43	54	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
ふたば S2-2	147.54	S43	54	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
ふたば S2-3	117.81	S43	54	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
ふたば S2-4	147.37	S43	54	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
町有 K28 (豊岡)	54.02	S43	54	コンクリートブロック造	町有住宅	北檜山
町有 K57 (丹羽)	54.02	S43	54	コンクリートブロック造	町有住宅	北檜山
町有 K125 (愛知)	55	S43	54	コンクリートブロック造	町有住宅	北檜山
豊岡高台 K3-15	166.04	S44	53	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
豊岡高台 K3-16	86.29	S44	53	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
豊岡高台 K3-17	166.04	S44	53	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
豊岡高台 K3-18	146.52	S44	53	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
豊岡高台 K3-19	146.52	S44	53	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
小歌 T2-3	185.8	S44	53	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
町有 K29 (豊岡)	54.02	S44	53	コンクリートブロック造	町有住宅	北檜山
町有 K51 (丹羽)	54.02	S44	53	コンクリートブロック造	町有住宅	北檜山
寿 K4-1	166.56	S45	52	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
寿 K4-2	166.56	S45	52	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
寿 K4-3	157	S45	52	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
寿 K4-4	166.5	S45	52	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
旭第一 T9-1 (R6年度解体予定)	157	S45	52	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
はまなす S1-13	194.15	S45	52	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
町有 K50 (丹羽)	54.02	S45	52	コンクリートブロック造	町有住宅	北檜山
あかしや S3-1	166.56	S46	51	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
あかしや S3-2	166.56	S46	51	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
あかしや S3-3	119.82	S46	51	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
あかしや S3-4	119.82	S46	51	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
町有 K52 (丹羽)	54.02	S46	51	木造	町有住宅	北檜山
寿 K4-5	166.5	S47	50	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
寿 K4-6	166.5	S47	50	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
寿 K4-7	166.5	S47	50	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山

あかしや S3-5	194.79	S47	50	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
あかしや S3-6	194.79	S47	50	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
町有 K32（豊岡高台）	61.38	S47	50	コンクリートブロック造	町有住宅	北檜山
町有 K75（若松）	62.93	S47	50	木造	町有住宅	北檜山
宮野 T8-2	164.2	S48	49	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
あかしや S3-7	164.21	S48	49	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
あかしや S3-8	178.14	S48	49	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
あかしや S3-9	164.21	S48	49	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
あかしや S3-10	227.28	S49	48	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
あかしや S3-11	227.28	S49	48	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
南 K5-1	205.2	S50	47	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
南 K5-2	205.2	S50	47	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
南 K5-3	193.05	S50	47	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
南 K5-4	193.05	S50	47	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
はまなす S1-15	205.2	S50	47	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
はまなす S1-16	100.4	S50	47	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
はまなす S1-17	193.05	S50	47	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
はまなす S1-18	193.05	S50	47	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
町有 K73（若松）	67.23	S50	47	木造	町有住宅	北檜山
町有 K127（愛知）	67.23	S50	47	木造	町有住宅	北檜山
南 K5-5	205.2	S51	46	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
南 K5-6	205.2	S51	46	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
町有 K80（若松）	67.23	S51	46	木造	町有住宅	北檜山
丸山 T6-1	359.94	S52	45	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
ほぷら S4-1	114.16	S52	45	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
ほぷら S4-2	107.02	S52	45	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
ほぷら S4-3	107.02	S52	45	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
丸山 T6-2（R5 解体予定）	383.12	S53	44	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地域
町有 K55 (丹羽)	67.23	S53	44	木造	町有住宅	北檜山
旭第一 T9-2	263.16	S54	43	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
ほぶら S4-4	119.48	S54	43	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
ほぶら S4-5	119.48	S54	43	コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
丸山 T6-3	400.94	S55	42	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
町有 K129 (愛知)	67.23	S55	42	木造	町有住宅	北檜山
町有 K121 (本町)	66.17	S57	40	コンクリートブロック造	町有住宅	北檜山
南 K5-7	269.64	S57	40	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
南 K5-8	269.64	S57	40	コンクリートブロック造	町営住宅	北檜山
長磯 T14	279.19	S57	40	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
旭第二 T10-1	418.78	S59	38	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
町有 K90 (二俣)	78.57	S59	38	木造	町有住宅	北檜山
旭第二 T10-2	418.78	S60	37	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
あかしや S3-12	269.64	S62	35	軽量コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
町有 K72 (若松)	68.85	S62	35	コンクリートブロック造	町有住宅	北檜山
役場前A T3-1	269.64	S63	34	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
役場前A T3-2	269.64	H1	33	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
あかしや S3-13	186.11	H1	33	軽量コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
役場前A T3-3	269.64	H2	32	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
役場前A T3-4	286.1	H2	32	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
下宮野 T11-1	276.02	H3	31	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
あかしや S3-14	294.87	H3	31	軽量コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
町有 K99 (富里)	85.05	H3	31	木造	町有住宅	北檜山
川沿 K6-1	1035.4	H5	30	鉄筋コンクリート造	町営住宅	北檜山
役場前A T3-5	286.82	H4	30	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
あかしや S3-15	305.11	H4	30	軽量コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
川沿 K6-2	1035.4	H6	29	鉄筋コンクリート造	町営住宅	北檜山
役場前A T3-6	343.97	H5	29	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
旭第二 T10-3	143.41	H6	29	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区
あかしや S3-16	322.59	H5	29	軽量コンクリートブロック造	町営住宅	瀬棚区
町有 T37 (長磯)	79.49	H6	29	木造	町有住宅	大成区
川沿 K6-3	1035.4	H7	28	鉄筋コンクリート造	町営住宅	北檜山
下宮野 T11-2	286.1	H7	28	コンクリートブロック造	町営住宅	大成区

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地域
あかしや S3-17	316.83	H6	28	ミッドランド造	町営住宅	瀬棚区
川沿 K6-5 (集会室)	119.07	H7	27	木造	町営住宅	北檜山
特公 いちい K10-1	402.49	H8	27	鉄筋コンクリート造	町営住宅	北檜山
特公 都いさり火 T15-1	416.75	H7	27	鉄筋コンクリート造	町営住宅	大成区
夕陽が丘 S5-1	338.18	H7	27	鉄筋コンクリート造	町営住宅	瀬棚区
メゾン旭 定S8	71.28	H8	27	木造	定住促進住宅	瀬棚区
町有 K201 (太櫓)	59.2	H7	27	木造	町有住宅	北檜山
町有 K202 (太櫓)	59.2	H7	27	木造	町有住宅	北檜山
町有 K203 (太櫓)	59.2	H7	27	木造	町有住宅	北檜山
町有 K204 (太櫓)	59.2	H7	27	木造	町有住宅	北檜山
町有 T40 (長磯)	68.73	H7	27	木造	町有住宅	大成区
特公 都いさり火 T15-2	416.75	H8	26	鉄筋コンクリート造	町営住宅	大成区
コーポこんぴら 定S3	353.43	H9	26	木造	定住促進住宅	瀬棚区
コーポこんぴら 定S3 新築 (物置)	7.92	H9	26	木造	定住促進住宅	瀬棚区
コーポ倉津 定S5 (R5 解体予定)	251.1	H8	26	木造	定住促進住宅	瀬棚区
町有 K206 (太櫓)	68.72	H8	26	木造	町有住宅	北檜山
町有 K207 (太櫓)	68.72	H8	26	木造	町有住宅	北檜山
町有 K208 (太櫓)	59.2	H8	26	木造	町有住宅	北檜山
川沿 K6-4	1710.1	H9	25	鉄筋コンクリート造	町営住宅	北檜山
みやこの丘 T4-1	1162.3	H10	25	鉄筋コンクリート造	町営住宅	大成区
夕陽が丘 S5-2	676.36	H9	25	鉄筋コンクリート造	町営住宅	瀬棚区
町有 K140 (若松)	85.05	H9	25	木造	町有住宅	北檜山
町有 K210 (富里)	68.85	H9	25	木造	町有住宅	北檜山
町有 K209 (太櫓)	68.72	H9	25	木造	町有住宅	北檜山
町有 K211 (太櫓)	59.2	H9	25	木造	町有住宅	北檜山
町有 K212 (太櫓)	59.2	H9	25	木造	町有住宅	北檜山
夕陽が丘 S5-3	676.36	H10	24	鉄筋コンクリート造	町営住宅	瀬棚区
みやこの丘 T4-2	1149.14	H11	23	鉄筋コンクリート造	町営住宅	大成区
みやこの丘 T4-3	1172.94	H11	23	鉄筋コンクリート造	町営住宅	大成区
夕陽が丘 S5-4	338.18	H11	23	鉄筋コンクリート造	町営住宅	瀬棚区
みやこの丘 T4-4	1135.98	H12	22	鉄筋コンクリート造	町営住宅	大成区
コーポみなみ2 定S6	115.93	H13	22	木造	定住促進住宅	瀬棚区

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地域
コーボみなみ3 定S7	115.93	H13	22	木造	定住促進住宅	瀬棚区
徳島 K2-1	1037.64	H13	21	木造	町営住宅	北檜山
コーボわかまつ 1 定K1	81.81	H13	21	木造	定住促進住宅	北檜山
コーボわかまつ 2 定K2	81.81	H13	21	木造	定住促進住宅	北檜山
コーボ旭 2-1 定S10	95.69	H13	21	コンクリートブロック造	定住促進住宅	瀬棚区
徳島 K2-2	1037.64	H14	20	鉄筋コンクリート造	町営住宅	北檜山
コーボあかしや 定S4	109.02	H15	19	コンクリートブロック造	定住促進住宅	瀬棚区
徳島 K2-3	698.9	H16	18	鉄筋コンクリート造	町営住宅	北檜山
コーボふとろ 1 定K3	81.81	H16	18	木造	定住促進住宅	北檜山
コーボふとろ 2 定K4	81.81	H16	18	木造	定住促進住宅	北檜山
みやこの丘 T4-5	944.16	H18	17	鉄筋コンクリート造	町営住宅	大成区
徳島 K2-4	698.9	H21	14	鉄筋コンクリート造	町営住宅	北檜山
徳島 K2-5	698.9	H22	13	鉄筋コンクリート造	町営住宅	北檜山

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

51 年以上

31 年～50 年

30 年以下

3) 施設改善計画

長寿命化を図るため、老朽化している建物に関しては屋上防水改修等を行います。
建物の老朽化により、建替えの必要性が高まっている団地について、建替え事業を実施する予定です。

4) 基本的な方針

入居率や人口減少、募集状況を踏まえ、適正な規模での整備を行います。

184 棟ある町営住宅のうち、54 棟が建築から 51 年以上経過しているため、早急に改修・修繕・建て替えの必要があり、建築後 31 年から 50 年を経過する 65 棟は長寿命化計画を計画的に進めながら改修・修繕・建て替えを行います。

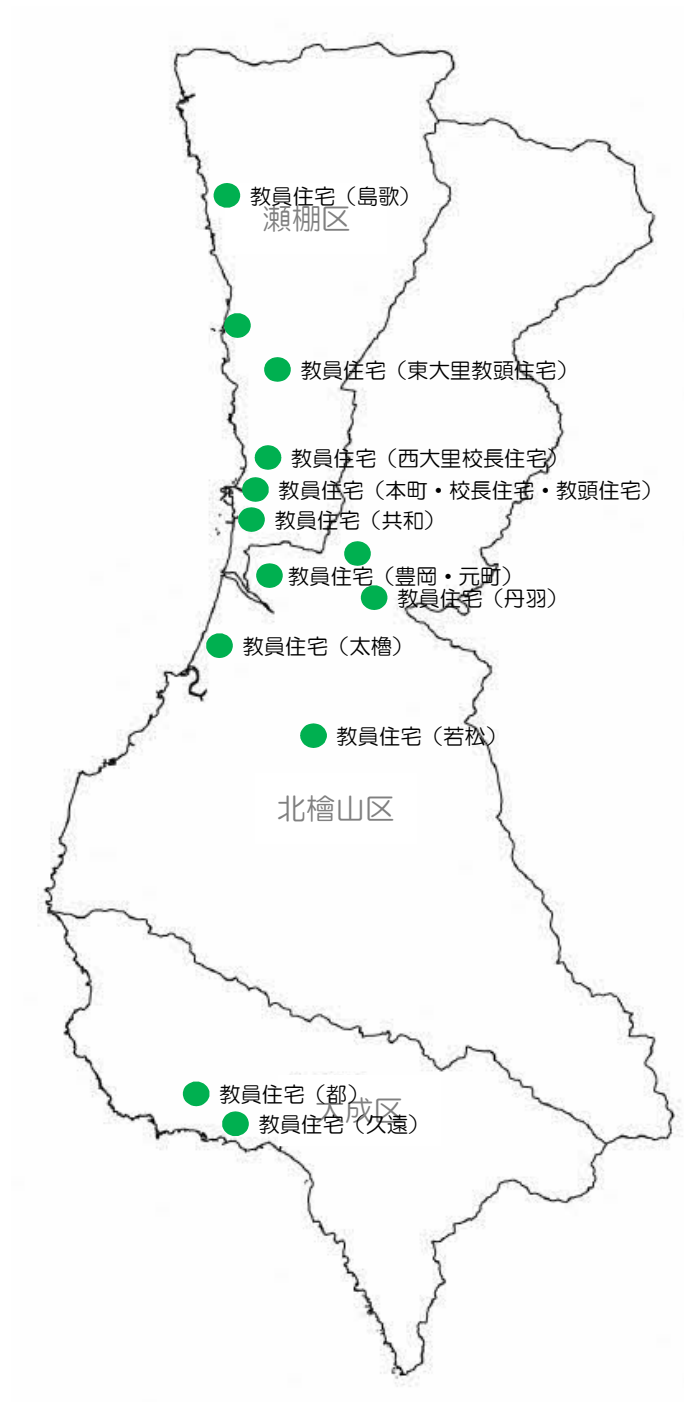
住まいに関する現状では、持ち家、民間借家は増加傾向、町営住宅は、ほぼ横ばい状態ですが、生活水準の向上、住宅の老朽化及び町営住宅等のストックの効率的かつ円滑な更新及び長寿命化を計画的に図る必要があります。

長期的な活用を図るために、長寿命化や整備を行い、予防保全的な改善の実施を基本としつつ、民間の活力を促しながら必要に応じて入居者の状況を踏まえた居住環境に関する改善（高齢化に伴うバリアフリー・ユニバーサルデザイン化等）についても検討を行います。また、定住促進対策として整備している住宅も同様に民間の活力を促しながら UIJ ターン者のニーズに応えた整備を促進します。

町営住宅の供給方式や維持管理を含めた運営の民営化についても、他自治体の取組を参考にしながら、本町の実情に適した検討を行います。

(11) 教員住宅

1) 施設の配置



2) 施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地域
教員住宅 26 (豊岡)	68.85	H7	27	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 34 (豊岡)	76.14	S53	44	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 36 (豊岡)	68.85	H7	27	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 37 (豊岡)	68.85	H7	27	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 40 (豊岡)	68.85	H7	27	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 41 (元町)	67.23	S50	47	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 44 (元町)	67.23	S51	46	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 46 (豊岡)	68.85	H7	27	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 48 (豊岡)	67.23	S60	37	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 49 (豊岡)	85.05	S60	37	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 60 (丹羽)	68.85	S61	36	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 69 (若松) 物置	55.26	S41	56	プレキャストコンクリート造	教育委員会	北檜山
教員住宅 71 (若松)	68.85	S61	36	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 86 (若松)	68.85	S62	35	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 87 (若松)	85.05	H4	30	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 110 (太櫓)	85.05	H7	27	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 111 (太櫓)	68.85	H8	26	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 130 (豊岡)	68.85	H1	33	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 135 (豊岡)	67.23	S62	35	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 139 (豊岡)	85.05	H8	26	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 141 (豊岡)	85.05	R1	26	木造	教育委員会	北檜山
教員住宅 5 (都)	79.49	H3	31	木造	教育委員会	大成区
教員住宅 7 (都)	79.49	H4	30	木造	教育委員会	大成区
教員住宅 8 (都)	51	S48	49	木造	教育委員会	大成区
教員住宅 9 (都)	79.49	H6	28	木造	教育委員会	大成区
教員住宅 13 (都)	89.96	S62	35	木造	教育委員会	大成区
教員住宅 14 (都)	79.49	H2	32	木造	教育委員会	大成区
教員住宅 15 (都)	108.68	H1	33	木造	教育委員会	大成区
教員住宅 16 (都)	86.12	S61	36	コンクリート造	教育委員会	大成区
教員住宅 19 (都)	68.73	H9	25	木造	教育委員会	大成区
教員住宅 21 (久遠)	66.24	S59	38	木造	教育委員会	大成区
教員住宅 22 (久遠)	66.24	S59	38	木造	教育委員会	大成区
教員住宅 27・28 (久遠)	129.18	H4	30	木造	教育委員会	大成区

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地域
教員住宅 102 (4 区校長住宅)	71.28	H9	25	木造	教育委員会	瀬棚区
教員住宅 106 (4 区教頭住宅)	66.17	S55	42	コンクリートブロック造	教育委員会	瀬棚区
教員住宅 114 (5 区)	71.28	H8	26	木造	教育委員会	瀬棚区
教員住宅 119 (6 区)	71.28	H4	30	木造	教育委員会	瀬棚区
教員住宅 124 (7 区)	66.17	S54	43	コンクリートブロック造	教育委員会	瀬棚区
教員住宅 130 (共和校長住宅)	81.98	S53	44	コンクリートブロック造	教育委員会	瀬棚区
教員住宅 131 (共和教頭住宅)	75.35	S53	44	コンクリートブロック造	教育委員会	瀬棚区
教員住宅 132 (共和)	66.17	S53	44	コンクリートブロック造	教育委員会	瀬棚区
教員住宅 133 (共和)	66.17	S54	43	コンクリートブロック造	教育委員会	瀬棚区
教員住宅 135 (共和)	66.17	S54	43	コンクリートブロック造	教育委員会	瀬棚区
教員住宅 136 (共和)	66.17	S54	43	コンクリートブロック造	教育委員会	瀬棚区
教員住宅 137 (共和)	66.17	S55	42	コンクリートブロック造	教育委員会	瀬棚区
教員住宅 138 (9 区)	66.17	S59	38	コンクリートブロック造	教育委員会	瀬棚区
教員住宅 139 (9 区)	68.85	H2	32	木造	教育委員会	瀬棚区
教員住宅 145 (島歌)	71.28	H7	27	木造	教育委員会	瀬棚区
教員住宅 152 (西大里校長住宅)	71.28	H7	27	木造	教育委員会	瀬棚区

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	51 年以上	31 年～50 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

3) 施設改善計画

○改修工事事業

教員住宅改修事業

4) 基本的な方針

入居率や人口減少、募集状況を踏まえ、適正な規模での整備を行います。

49 棟ある教員住宅のうち、昭和 41 年（1966 年）以前に建てられた 1 棟が建築から 51 年以上経過しているため、早急に改修・修繕・建て替えの必要があり、建築後 31 年から 50 年を経過する 27 棟は長寿命化計画を計画的に進めながら改修・修繕・建て替えを行います。

長期的な活用を図るために、長寿命化や整備を行い、予防保全的な改善の実施を基本としつつ、必要に応じて入居者の状況を踏まえた居住環境に関する改善（高齢化に伴うバリアフリー・ユニバーサルデザイン化等）についても検討を行っていきます。

(12) その他施設

1) 施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地域
旧北檜山総合福祉センター	547.56	H6	29	木造 2F,鉄骨造 1F	保健福祉課	北檜山
旧太櫓小学校 校舎	1154.05	H6	28	木造	建設水道課	北檜山
旧二俣小学校 校舎	1112.02	H3	32	鉄筋コンクリート造	建設水道課	北檜山
旧左股小学校 校舎	1114.57	H3	32	鉄筋コンクリート造	建設水道課	北檜山
旧小倉山小学校	972	S63	35	鉄筋コンクリート造	建設水道課	北檜山
旧玉川小学校 (R3解体)	1999.58	S53	44	鉄筋コンクリート造	建設水道課	北檜山
旧平田内小学校 (R4 解体)	1437.28	S56	41	鉄筋コンクリート造	建設水道課	大成区
旧長磯小学校	1550.11	S56	41	鉄筋コンクリート造	建設水道課	大成区
旧島歌小学校	1196.2	S62	35	鉄筋コンクリート造	建設水道課	瀬棚区
お試し暮らし住宅 (H27 丹羽)	85.05	H6	28	木造	まちづくり推進課	北檜山区
お試し暮らし住宅 (H27 太櫓)	68.72	H8	26	木造	まちづくり推進課	北檜山区
旧歯科診療所	175.55	S56	41	木造	建設水道課	瀬棚区

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	51 年以上	31 年～50 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

3) 施設改善計画

維持管理を行い継続利用します。

4) 基本的な方針

入居率や人口減少、募集状況を踏まえ、適正な規模での整備を行います。

2. 土木系公共施設等の管理に関する基本的な方針

本計画における公共施設やインフラ施設の整備については、せたな町過疎地域持続的発展計画や各種個別施設計画と整合性を図りながら、適切に推進します。

(1) 道路

せたな町が管理する道路は、令和3年4月1日現在 405.8 km、改良率 62.8%、舗装率 54.5%となっており、順次計画的に整備されています。

農林道では、生産関連の上で重要であり、計画的にその整備を進めなければなりません。

冬期間における道路確保では、一般国道 229 号と 230 号、道道 9 路線前線が除雪道路の指定を受けており、除雪体制が確保されています。また、町道の除雪路線は、主要道路の除雪を実施、必要路線は確保されているが、積雪時における車両及び歩行者の安全と集落間の交通確保を図りながら短時間処理が望まれています。

■維持管理に関する基本方針

基本方針	内 容
1. 数量に関する基本方針	・ 構造物（舗装・トンネル・付帯設備等）ごとに、定期的に点検・診断を実施します。
2. 品質に関する基本方針	・ 道路の長寿命化を最優先とします。 ・ 道路の計画的な管理を行うため、町が管理する道路において、予防保全型の「道路（舗装）施設管理計画」を策定します。
3. コストに関する基本方針	・ 施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。 ・ 道路構造令及び北海道条例の弾力的な運用に努め、経済性を考慮した適切な道路整備を行います。

(2) 橋梁

せたな町が管理する橋梁は、令和3年4月1日現在で125橋、総面積13,161.94㎡となっています。

■維持管理に関する基本方針

基本方針	内 容
1. 数量に関する基本方針	・ 定期的に点検・診断を実施します。
2. 品質に関する基本方針	・ 橋梁の長寿命化を最優先とします。 ・ 橋梁の計画的な管理を行うため、町が管理する橋梁において、予防保全型の施設管理計画を策定します。
3. コストに関する基本方針	・ 施設管理の容易さと橋梁資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。 ・ 北海道条例の弾力的な運用に努め、経済性を考慮した適切な橋梁整備を行います。

(3) 河川

せたな町が管理する河川は、令和3年4月1日現在で134河川、総距離436.3kmとなっています。

■維持管理に関する基本方針

基本方針	内 容
1. 数量に関する基本方針	・ 定期的に点検・診断を実施します。
2. 品質に関する基本方針	・ 河川の長寿命化を最優先とします。 ・ 河川の計画的な管理を行うため、町が管理する河川において、予防保全型の施設管理計画を策定します。
3. コストに関する基本方針	・ 施設管理の容易さと河川工事資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。 ・ 北海道条例の弾力的な運用に努め、経済性を考慮した適切な河川整備を行います。

(4) 公園等

せたな町が管理する主な公園は、平成28年3月現在で20公園、総面積403,706㎡となっています。1995年から順次改修工事を行っています。

■維持管理に関する基本方針

基本方針	内 容
1. 数量に関する基本方針	・ 定期的に点検・診断を実施します。
2. 品質に関する基本方針	・ 公園の長寿命化を最優先とします。 ・ 公園の計画的な管理を行うため、町が管理する公園において、予防保全型の施設管理計画を策定します。
3. コストに関する基本方針	・ 施設管理の容易さと公園工事資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。 ・ 北海道条例の弾力的な運用に努め、経済性を考慮した適切な公園整備を行います。

(5) 風力発電所

せたな町が管理する風力発電所は、2004 年に稼働した風力発電機本体2基ありますが、故障により稼働停止となっています。

このことから、2026 年及び 2027 年の2カ年に渡って、浚渫工事と撤去工事に着手します。

なお、撤去工事が完了するまでの間、安全な維持管理のため定期的に点検・診断を実施し、撤去工事コストの縮減を考慮した施設の利活用を検討するよう努めてます。

■維持管理に関する基本方針

基本方針	内 容
1. 数量に関する基本方針	・ 風力発電機本体2基の撤去工事に着手します。
2. 品質に関する基本方針	・ 風力発電機本体2基の撤去工事が完了するまで、定期的に点検、診断を実施します。
3. コストに関する基本方針	・ 撤去工事コスト縮減のため、人材育成に向けた環境整備への利活用を検討します。

(6) その他

せたな町が管理する街灯・フェンス・石碑・自転車置場・擁壁・囲障・防火水槽などは合計 131 個あります。

■維持管理に関する基本方針

基本方針	内 容
1. 数量に関する基本方針	・ 定期的に点検・診断を実施します。
2. 品質に関する基本方針	・ 耐用法定年数に応じた長寿命化を最優先とします。 ・ 計画的な管理を行うため、予防保全型の施設管理計画を策定します。
3. コストに関する基本方針	・ 将来コストの縮減に努めます。

3. 企業会計施設等の管理に関する基本的な方針

(1) 水道

せたな町が管理する水道施設等は、簡易水道として北檜山、若松、太櫓、丹羽。瀬棚、島歌、元浦、北島歌、久遠、長磯10施設、また営農用水道等として小川、雲内、瀬棚、美谷、太田の5施設を運営しており、水道管の総延長は298,568mとなります。

■維持管理に関する基本方針

基本方針	内 容
1. 数量に関する基本方針	・ 水需要に対応する施設規模を目標とします。 ・ 定期的に点検・診断を実施します。
2. 品質に関する基本方針	・ 水質基準に合致した安全な水を供給します。 ・ 耐用法定年数に応じた長寿命化を最優先とします。 ・ 水道施設の計画的な管理を行うため、予防保全型の施設管理計画を策定します。
3. コストに関する基本方針	・ 将来コストの縮減に努めます。 ・ 漏水を防止し有収率の向上を目指します。

(2) 下水道

せたな町が管理する下水道施設等は、北檜山下水処理場、大成浄化センター、瀬棚中継ポンプ場の公共下水道施設と太櫓・太田地区の2地区に漁業集落排水施設があります。下水道管の総延長は63,148mとなります。

4. 土地の管理に関する基本的な方針

本町の町有地を土地固定資産台帳データから地目別にみると以下のとおりとなります。

町有地全体 72.2%を山林・原野が占めており、保安林・雑種地を含めると 78.2%と約 80%に上ります。

課目		数量（面積）	構成比
	町有地	39,590,945.86 m ²	
地目別	宅地	956,942.52 m ²	2.42%
	学校用地	92,752.06 m ²	0.23%
	公園・墓地・境内	223,700.41 m ²	0.57%
	田・畑	958,175.00 m ²	2.42%
	雑種地	714,051.96 m ²	1.80%
	山林・原野	28,588,354.62 m ²	72.21%
	池・沼・川成り	17,640.00 m ²	0.05%
	道路用地	3,461,366.63 m ²	8.74%
	牧場	2,489,248.00 m ²	6.29%
	水道用地	15,084.00 m ²	0.04%
	用悪水路	397,450.86 m ²	1.00%
	保安林	1,667,247.06 m ²	4.21%
	その他	8,932.74 m ²	0.02%

■品質の適正性に関する基本的な考え方

- ・土地総量の診断は、施設用地、公園用地、河川管理地、道路用地についてそれぞれ評価します。
- ・土地の規模形状、高低差、接道条件、土地利用比率、付帯施設比率、植栽比率の数量について評価します。

■コストの適正性に関する基本的な考え方

- ・コストの診断は、施設用地、公園用地、河川管理地、道路用地についてそれぞれ評価します。
- ・取得コストは、土地単価（公示価格）で評価します。
- ・維持コスト及び収入については、土地利用に係るものは除き、土地の管理に係るもののみを対象とし、面積当たりの単価で評価します。
- ・収入の補助金は、土地の管理に関するものとします。

- 土地に関する基幹整備事業
 - 未来につなぐ森づくり事業
 - 一般民有林造林事業
 - 町有林整備事業

■土地に関する基本方針

基本方針	内 容
1. 数量に関する基本方針	・施設整備に必要な土地の確保については、公園、道路、河川を除き、新たな土地取得は行いません。
2. 品質に関する基本方針	・地域特性、履歴、安全性、環境・福祉への対応性など、土地の品質を定期的に診断し、活用や処分の判断材料とします。
3. コストに関する基本方針	・行政目的として利用予定がない未利用地は、積極的に処分します。 ・統廃合で発生する未利用地についても、他施設へ利用の可能性がなければ処分します。 ・点検や樹木管理等の管理費用を低減させます。

■施設管理の実施方針に関する基本的な考え方

本町のあり方を見据え、「せたな町総合計画」に則した実施を基本的な考え方とします。

効果的・効率的な土地利用を実施するため、「本計画」については10年をめどに見直しを行います。

実施方針	内 容
1. 点検・診断等の実施方針	・町有地は、権利を侵害されないように定期的に点検を行います。 ・測量、境界調査、地盤調査などの定期的な土地の診断によって、常に数量及び品質を把握します。
2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針	・道路の土地管理費用が大きいため、計画的な管理方式を検討します。
3. 安全確保の実施方針	・町有地における自然災害はもとより、事故防止、防犯に対する管理体制を強化します。 ・土地に係る有害物質については、町有地の全域について調査を実施します。
4. 耐震化の実施方針	・町有地における地盤調査データを整備します。 ・軟弱地盤に対する液状化対策を検討します。
5. 長寿命化の実施方針	・長寿命化計画を策定します。 ・長期使用する町有地については、PPP や定期借地、民間企業案の採用、民間事業者への貸与、民間事業者との連携を積極的に検討し有効活用を検討します。
6. 統合や廃止の推進方針	・事業の活用の可能性がない未利用地は統廃合し、新たに発生する土地を積極的に活用します。 ・使用しない土地は処分を検討します。
7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・土地の取得や処分の際、土地の状況を把握し、評価をする体制を構築します。 ・区画を明快にし、不法占拠や廃棄物等の不法投棄を回避する管理体制を構築します。

第6章

今後の取組

1. 全体を通しての課題と取組の方向性

(1) 施設の保有総量についての課題

本町の施設保有総量は、150,466.25 m²あります。

町民一人当たりに換算すると、一人当たり約 20.32 m²／人（令和2年：せたな町国勢調査の7,405人で算出）となります。

全国平均に比べ約 6.3 倍の面積を保有していることとなります。（全国平均値は 3.22 m²／人）

※公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果
平成 24 年 3 月 総務省自治財政局財務調査課より

町民一人当たりの面積からみた場合、一人当たりの施設面積が極端に多く、それだけ維持管理費用がかかると言えます。

今後の人口減少や 3 階級別人口（高齢人口・生産年齢人口・年少人口）の変遷を考慮し、総合的に施設のあり方を考える必要があります。これからの取組では「総合計画」の基本理念である「共生・共同」「安心」「せたな力」を基本に置いた【新しいまちづくりの仕組みづくり】に専心します。そのために、真に必要な施設とサービスに集中し、限られた財源・資源を効率的に最適化することで、効果の最大化が図れるよう目指していきます。

(2) 今後の取組

平成 17 年 9 月 1 日（2005 年）に旧北檜山町・旧瀬棚町・旧大成町が合併し「せたな町」としてスタートしてから約 17 年が経過しました。合併に伴う施設の状況や再配置も把握できており、新たな【まちづくり】がはじまっています。

本町では、まちづくりを強化するために平成 28 年度「まちづくり推進課」を新設し、まちづくりの更なる発展を目指し、町民の皆様の意見を取り入れながら、「せたな町総合計画」との整合を図りつつ「本計画」を策定し、施設の維持・修繕・更新・統廃合などの基本方針を定め、それを基に個別施設の管理計画、保全計画等を策定し取り組んでまいりました。

令和 7 年度からは、組織の見直しに伴い、本計画業務をまちづくり推進課から財政課へ移管し、更には、公有財産を管理する管財係を建設水道課から財政課へ移管し、財産管理に関する体制づくりに努めてまいりました。

公共施設の多くは、40 年経過しているものが多く、施設の統廃合や長寿命化、更新費用の見通しなど、計画的に努めていかなければなりません。

本町が保有する施設の計画的な保全・更新等の取り組みや、統廃合などスピード感をもって実行し、将来的な無駄な投資の削減や施設のLED化など取り組んでまいります。

せたな町 公共施設等総合管理計画

平成28年6月

令和 4年3月（改訂）

令和 6年3月（改訂）

令和 8年3月（改訂）

発 行：せたな町

住 所：〒049-4592

北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島 63 番地 1

T E L：0137-84-5111

F A X：0137-84-4657